

◎開議の宣告

(午前10時00分)

○議長（齋藤邦夫君） おはようございます。

定足数に達しましたので、直ちに本日の会議を開きます。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎一般質問

○議長（齋藤邦夫君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、一問一答方式により行います。

議員各位並びに当局は、簡潔な質問、答弁に留意され、実質的な審議を尽くされますようお願いをいたします。

質問項目が複数ある場合には最初一括して質問し、2回目から項目ごとに質問するか、または一括して質問するかは質問者の裁量で質問していただくことにいたします。

なお、質問時間は答弁を含めて60分以内とします。

質問は一般質問者席についてから開始し、終了時間は議長がお知らせをいたします。よろしく願いいたします。

順番に発言を許可します。

2番、佐藤孝義君の一般質問を許可します。

2番、佐藤孝義君。

[2番 佐藤孝義君 登壇]

○2番（佐藤孝義君） 通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

今回のやつは単純でございます。恒例となっております、この時期になりましたので、私が皆さんの代表としてお聞きします。町長の進退についてでございます。任期一年を切った町長の進退を問うものでございます。1期目の最後の仕上げとして、何を今年されるのか。これについては、先般、施政方針演説でお聞きしておりますので、大体、内容は把握しております。それで2期目を目指す考えがある場合は、今度はどういう政策をもって臨まれるのか。前回、私、聞くところによりますと、まだ選挙なかった関係上、繋ぎでやるんだというようなことで出馬されたと聞いておりますので、その考えが2期目にどうされるのかということをお聞きしたいというふうに思います。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

〔町長 菅家三雄君 登壇〕

○町長（菅家三雄君） おはようございます。

2番、佐藤孝義議員のご質問にお答えをいたします。

質問に対して口頭でのお答えをお許しいただきたいと思います。

まずはじめに、(1)番の、第1期目、最後の仕上げとしては何を考えているのかに対しての回答でございます。これにつきましては、先にお示しをいたしました令和2年度施政方針に基づく事業、それから新たに課題となっております新型コロナウイルス対策について取り組んでまいります。

次に、(2)番の、2期目を目指す考えがある場合、政策としては何を考えているのかについてでございます。施政方針に掲げさせていただきました各種事業等につきましては、継続性がある初めて取り組むことにより成功するものというふうに理解をしております。中でも、大きな課題として取り上げました、診療所の安定した運営体制の確立に向けて努力すること。さらに、只見町は国道289号八十里越えの開通により大きな変化が生まれます。また、只見線再開通に向け、そのいろんな形の対策が必要になってまいります。そういった対策を基本に、自立し、持続可能なまちづくりを目指しまして、第2期に向け取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（齋藤邦夫君） 2番、佐藤孝義君。

○2番（佐藤孝義君） 進退についてお伺いしました。2期目も継続してやられるという結論だそうでございます。わかりました。

それで私、まあ、3年ちょっと、一緒に、議会、答弁、質問から答弁からさせていただきました。それでまあ、特に感じたことをちょっと述べさせていただきたいなというふうに思います。

昨日も私、今回は政策質問ではなくて、進退一本でお聞きするというので、皆さんの質問を具に聞いておりました。その中でですね、町長の答弁、私、冷静に感じていたことをちょっと言いますが、やはりあの、町長の答弁というのは、なんか、課長が委員会でされている答弁とまったく同じような答弁だというふうに感じております。議員達は皆さん、これからどうしようという、ある程度、夢を持った質問をされているのに、もう、町長の答弁

はできないことから答弁されると、言い訳から入られるというスタイルだなというふうに感じております。私も実際、自分でした時も、なんか夢がない答弁で物足りないというふうに感じておりましたんですけども、昨日も、ずっとなんか、そういう感じで聞いておりました。まあ、議員の質問に対して私の期待するのは、議員以上の夢を語ってほしいなというふうに、ずっと、かねがね思っていました。が、なんか、町長の答弁は、できない言い訳ばかりの答弁のように感じましたので、その点について、ひとつあの、もっと、本当に大きい意味での答弁にこれからしてもらえないかなということが1点あります。

それと、一番、私、危惧しているのは、最近まあ、住民にも相当、私の耳にも入ったり、いろいろ聞いてますが、職員がですね、お辞めになるという問題。これは、総務委員会で、総務課長にはちょっとお話したことあるんですけど、なんか問題あるのではないかなというふうに思います。町長の人事管理がなってないんじゃないかなというふうに思えてなりません。それが中堅社員、これからだつてというような人が退職されるということは、何かあるんじゃないかなと。どこかに問題があるんじゃないかなというのが一番危惧されるところでございます。我々はほら、人事に口出しすることはできませんが、皆さん、町民の皆さん、一番ここが心配されていることだろうというふうに思います。一番大事な、もう10年以上、20年近く勤められたような職員が最近是非常に退職されるというのが多く感じられております。その辺あの、町長はどう考えていらっしゃるのか。うまく組織を運営されてないんじゃないかなというふうに感じます。町長は、行政畑40何年も勤められた方ですけども、なんか、その、こういう問題が頻繁におきますと、町はどうなるんだろうという、私どもの先輩からもそういう意見聞いておりますので、是非、この際にですね、町長の考えを聞いてみたいというふうに思います。

それで、もう一つですけども、この前、議会報告会ありました。その席で非常に私ども、議員全部なんですけども、気になったことは、議員がうるさいから職員がやる気がないんだというような、これは元町長からの意見でございましたが、そういう意見が出されました。私はそれ、まったく違うと思うんですよ。これは職員のやる気がなくなるということはですね、これはやっぱり、トップである町長の責任ではないかなというふうに思います。私ども、一生懸命、質問したり、相談しているにも関わらずですね、職員を、ここにいらっしゃる職員はみんな課長さんでございます。国会でいうと大臣ですよ。その下の人間ですから、ここにきて、我々議員が職員をいじめたりなんかしてることは、私はそれはまったく思ってお

りません。そういう人達が辞めるということはね、これはやっぱりあの、議会の責任ではなくて、町長の責任だと、私は常日頃からそういうふうに思ってます。ああいう質問が議会報告会の中で出るということは、これはやっぱり、まずいんではないかなというふうに感じたものですから、この際、非常に、町長も私より先輩で、人生経験も豊富な人にこんなこと申し上げて大変失礼なんですけど、町長の考えをひとつお聞きしたいなというふうに思います。

以上でございますが。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） それでは3点ほどご質問をいただきました。

まずあの、最初に申されました、私の発言に夢がないというお言葉でございました。これはあの、私といたしましては激励ととらさせていただきます。この後、そういったところを努力しながらしっかりと取り組んでいきたいというふうに考えております。

それから2番目の職員が辞めるということ、たしかにあの、昨年、といいますか、今年度中に職員は何名か退職をしております。それで、それぞれ職員の事情等によるものがございます。それで、内部的にも人事担当課長を中心にしながらも、私も含めて、いろんな職員との議論をさせていただきながら、その退職等について、留意等しながら努めてはまいりましたが、結果的にそういうふうに表面として出てきてしまったことにつきましては残念でなりません。今後、そういった形で、特殊な場合を除くようなことで辞令が出るとすれば、しっかりと内部の中でも検討しながら、その対策に取り組んでいきたいというふうに思います。

それから、最後に、3点目に出ました件につきましては、あくまでも議会報告会の中での発言ということで、個人の発言に対して、ここでは私の意見としては答弁は差し控えさせていただきますというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） 2番、佐藤孝義君。

○2番（佐藤孝義君） ありがとうございます。

まあ、この職員の退職についてでございますが、不祥事を起こした職員とか、そういうのは、私も決してそんなことは言っているわけではなくて、なんでこの人がというような人が退職されるということは、なんか原因が、問題があるのかなと。組織的にうまく機能してないんじゃないかなという感じが非常にするものですから危惧しているところで質問したわけでございます。まあ、今回については、町長の進退だけの質問でございましたので、（聴き取り不能）という返事をいただきましたので、今回はこれでやめさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（齋藤邦夫君） これで、2番、佐藤孝義君の一般質問は終了いたしました。

続いて、6番、中野大徳君の一般質問を許可いたします。

6番、中野大徳君。

〔6番 中野大徳君 登壇〕

○6番（中野大徳君） 通告に基づきまして一般質問をいたします。

質問は、只見町国民健康保険施設朝日診療所についてでございます。

朝日診療所は、平成30年度において医療外来1日平均73人、入院12.4人の診療を  
しており、隣接する老人介護施設等の回診、地域への訪問診療、さらには救急患者の受入れ  
対応をしております。また、へき地診療所として、この地域で唯一の医療機関であり、保健  
医療及び地域包括ケアの中核として重要な役割を担っております。以下について質問します。

1としまして、現在は常勤医師3名であるが、新年度4月から常勤医師2名になると報告  
を受けました。このことにより、外来患者、入院患者、救急体制において、どのような影響  
が生じるのかをお伺いいたします。

2番目、平成30年度末に看護師の退職等により、夜勤のできる看護師が13人から10  
人となり、19床ある病床を11床に制限しています。さらには、令和3年3月までが契約  
期間であった会津中央病院との看護師2名の出向契約が、会津中央病院からの申し出により、  
本年3月をもって契約打ち切りとなります。夜勤のできる看護師がさらに減少しまう。この  
ことに対する影響をお伺いします。

3番目としまして、現状のまま新年度を迎えると、著しい地域医療サービスの低下が生ず  
るものと考えられます。医師、看護師の速やかな人材確保について、町長の考えをお伺い  
いたします。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

〔町長 菅家三雄君 登壇〕

○町長（菅家三雄君） 6番、中野大徳議員のご質問にお答えをいたします。

はじめに、常勤医師2名体制になると、外来、入院、救急体制についてどのような影響が  
生じるかについてであります。率直に申し上げまして非常に厳しい状況であります。常勤医  
師2名で現在の運営を続けることは、医師の身体的、精神的な負担が大きすぎます。当初は  
入院制限等での対応を考えましたが、医師の健康維持を最優先に考え、夜間診療について制

限をさせていただくことも検討をしているところであります。

二つ目は看護師の不足による影響についてであります。現在、他の医療機関と看護師出向についての協議を進めております。引き続き、看護師の確保に努め、できるだけ病床数を維持したいと考えておりますのでご理解をお願いいたします。

三つ目の医師、看護師の速やかな確保についてであります。医師については、1番議員の質問にもお答えしましたように、4月からの診療体制が少しでも良い状態になるよう、求人活動を行うと同時に、近隣医療機関等へ代診の支援要請をお願いしています。看護師については従来の募集活動を継続しながら、新年度に町が実施予定のU・Iターン有資格者等人材確保推進給付金制度による応募を期待しているところであります。いずれにしましても、常勤医師2名体制の中にあつて、地域医療サービスをできるだけ低下させないように考えてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（齋藤邦夫君） 6番、中野大徳君。

○6番（中野大徳君） それでは再質問をします。

この回答書でございます、素直に申し上げてというところがありますが、非常に厳しい状況だと。常勤医師2名で現在の運営を続けることは、まあ無理だと、はっきり言えば書いてあります。そこで、外来患者、それから急患の中で、夜間診療について制限させていただくことを検討されているという回答書でございますが、ここのところを具体的にちょっと説明してください。

○議長（齋藤邦夫君） 診療所事務長。

○朝日診療所事務長（増田 功君） 夜間診療についての制限についてのご質問でございますが、現在、このまま常勤医2名体制で考えました時に、町長答弁のとおり、医師の負担が多いということで、そうした中で考えていく中で、現在のままで4月を迎えるということになりますと、平日は、今の段階で考えますと、8時以降。土・日・祝日は午後5時以降の夜間診療について制限をすることを検討してございます。

○議長（齋藤邦夫君） 6番、中野大徳君。

○6番（中野大徳君） このままでいくと、平日は20時以降、土・日・祝日は17時以降の夜間の診療ができなくなると。といいますけども、その救急の現在の状況みえますと、例えば救急車を呼ぶまでもなくて、自車で、とか家族の車で送られて、今は、現在は電話をして

行けば診てもらえますよね。今度は救急患者と捉えると、そういった方まであれですか、救急車で、例えば夜間診療ができなくなるということは、救急車で田島や若松方面へ行くことになるのでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 朝日診療所事務長。

○朝日診療所事務長（増田 功君） 先ほど、今想定しているところでは、田島や会津若松のほうに行っていただくことになると思います。ただ、8時までは診療したいというふうに平日の場合思っておりますので、できるだけ、具合が悪くなる初期の段階、救急の場合は、申し訳ございませんけれども、そういったことで対応させていただきたいというふうに考えてございます。

○議長（齋藤邦夫君） 6番、中野大徳君。

○6番（中野大徳君） これは、もし、もし、そうお考えであれば、今の診療所のホームページ見ますと、一番下の欄には、急患は随時受付しますと。急患の場合は電話をして、予約者よりも優先して診ますよと。これは時間外も同じだと思います。ということは、今度は、もし、この2名体制でいけば、この部分は削除となって、なって、時間を過ぎれば、自車であっても、田島や若松に自車で連れていくということによろしいんですか。

○議長（齋藤邦夫君） 朝日診療所事務長。

○朝日診療所事務長（増田 功君） 今の2名体制の場合は、そういったことで医師の負担を極力減らすという考えで、そういったことを考えて、そういった、要するに、夜間の診療についての制限をしなければならないというふうに考えてございますが、今、様々な、県の医療人材対策室、そして、近隣の医療機関等に支援の要請をしております。そういった支援の内容によっては改善できる部分も出るかと思えます。また、4月以降ですが、常勤医の確保に継続して努め、年度の途中でも今のその緊急的な措置を早めに解除できるようにしたいというふうに考えておりますので、ご理解のほうをよろしくお願いしたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 6番、中野大徳君。

○6番（中野大徳君） 4月以降、確保できれば、これは問題なくですね、今までどおりになれば、そうは、僕は、クレームはそうは出ないと思うんですが、そうでなくて、できなかった場合に、さっき言ったようなケースが出ますと、これは大変な、町民にとって大変な負担になると思うんです。例えば、小さい子供が熱を出して、今であれば、すみません、先生、これから行きますからちょっと診てくださいと言ってお願いして診てもらって、例えば点滴

をするなりして、自分で連れてこれたんです。ところが、もし2名体制となると。これは1時間以上かけて行って、そして、例えば救急車で行ったって、今度は自分の車で連れて来なくてはならない。救急車待ってくれませんから。ということは、救急車の後を自車で追い掛けて行って、そして自分の車で連れて行ってこなくてはならない。さらに、入院とかになれば、診療所までなら、ちょっと家行って、これ、とってきてくれ。パジャマ持ってくる。それはできるけども、今度はそれが1時間もかかるとなれば、これ、本当に、僕は大変なことになるなと想像するんですが、その辺のところはどうでしょう。

○議長（齋藤邦夫君） 朝日診療所事務長。

○朝日診療所事務長（増田 功君） これまで、朝日診療所。やはりあの、へき地、そしてまあ、要するに離島と同じような環境で、この町は診療所の役割というものを十分に認識しながら、救急、そして外来、関連する周辺の施設の医療を維持するために努めてきたものというふうに思っております。そして、そうした中で議会の特別委員会の報告もありますけれども、こういう現在維持しながら、さらに充実していくという方向がございました。それに向けて私どもも努力してまいったわけですけれども、今般の様々な事情による、この医療体制になるというものは、本当に、まあ、苦しい状況に本当に追い込まれているのかなというふうに思います。これが、これを認める、これが良いというふうには全然思っておりませんので、少しでも医療サービスの提供ができるように改善を、4月までの間、そして4月以降も努めていきたいというふうに思いますので、できるだけ町民の方々の不便な時間を短くするというを考えていきたいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 6番、中野大徳君。

○6番（中野大徳君） 議会は、過去4年間、主に総務委員会はこの診療所のことに特化してやってまいりました。そして、最終段階で、こういった結果を聞くと非常に残念であります。当初、4年前は、診療所をもう少し、もう少し利益上がるにはどうしたらいいか、そこから始まりました。中には、眼科があつたら良いんじゃないかとか、整形外科ほしいよねとか、そういった議論だったと思います。ところが、4年経ったら、まったく逆のケースに今陥っているわけですね。医師が半分になったと。看護師も不足していると。本当に残念でたまりません。特別委員会もつくって審議してきました。これは、これ、診療所だけの問題では僕はないと思ってます。つまり、この只見町、定住する条件の一つ。一つは、例えばお子さんを持っていれば教育環境。それから医療環境。この二つは、その町に住むための必須

条件です。Iターン・Uターンも促進しています。町は自然首都・只見を宣言したり、ユネスコエコパークにも登録されたり、そういった宣伝もしていますが、いざ住んでみたら、来てみたら、1時間もかけて病院に行かなきゃならないとか、近くに入院させたいんだができないとか、これは町にとって大変な損失になりかねない状況に今陥っていると思います。この辺のところをよく、考えてもらってというか、わかっていらっしゃるでしょうが、大至急、通常の体制に戻すことが、今、直前に迫っている問題なんじゃないかなと、そのぐらいに捉えませんが、町長、いかがでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 診療所の問題につきましては、6番議員のおっしゃるとおりでございます。やはり町の基本としては、医療と教育というものは必須の、町を支える中では大切な分野でございます。それで、残念ながら福島県下の場合、まず、朝日診療所のみならず、近隣の県立病院等についても同じような形、何度も説明をさせていただいておりますが、そういった状況下の中で、いろいろと、常勤医が不可能であれば、代診医の支援等についても県のほうと併せながら取り組んでいるところであります。それで、できるだけ4月に向けて、そういったところについても、一日でも診ていただく日が多くなるような、そういった形をとれるよう努力してまいりたいと思います。で、この後も4月に向けて、県のほうとの打ち合わせ等で事務長も出県したり、そういったことである程度、協議が進めることができれば非常にありがたいとは思っていますが、もう少しあの、そういった動向につきましては、まだ正確には出ていないところもありますので、今月の中旬頃を目途にして、ある程度の方向性は出せるんでないかなというふうには思っておりますが、できるだけ二人体制ということについては解消すべき努力をしてまいりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 6番、中野大徳君。

○6番（中野大徳君） 看護師について質問しますけども、令和3年3月まで契約期間であった会津中央病院の看護師二人の契約が、その病院の申し出により本年の3月となったと。これは普通、民間会社にすれば、契約期間は契約ですから、いてもらうのが当たり前と普通ならとるんですけども、それが契約期間を満了しないで、しかもメール1本で3月で打ち切りますと。ちょっと、普通の契約という契約ではないような気がするんですが、その辺はどうお考えでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 中央病院との看護師の派遣につきまして、一番最初はメールでたしかに診療所に入りました。ただ、その後、事務長も中央病院に伺い、私も伺い、その契約をなんとか実行していただきたい旨、お話もさせていただきましたのと、併せて中央病院の南理事長とも二度、面会をさせていただきながら、その要請をお願いしてまいりましたが、中央病院の実態とといいますか、そういった関係の中で緊急病床の看護師をどうしても必要という要因が主な内容でしたが、そういった環境の中で派遣を中止せざるを得ないということについて説明を受けながら、それにつきましては了承せざるを得なかったという内容でございます。

○議長（齋藤邦夫君） 6番、中野大徳君。

○6番（中野大徳君） 対応が、僕は思うんですけども、事象が起こってからの、全て後対応のような気がしてしょうがないんです。昔の先輩議員に聞いた話ではありますけども、例えば、月に1回や、それから2ヶ月に1回かわかりませんが、診療所のドクターやスタッフとの、その会合とまではいきませんが、なんですか、酒もあつたでしょうが、そういった本音を話し合えるような場所があつたと僕は聞いてました。そういったことも僕は大切だなとその時思っていましたし、それが、こういうことになってから、頼みにいくとか、そういった関係でなくて、もっともっと早い段階で情報も入るでしょうし、その前に行くこともあるでしょうし、そういう会合をもし持つておられれば、ただ単に、福島県、これは南会津もそうだからとか、只見も当然そうなんだと、僕はそういうことでは、なんか、いまいち納得がいかないような気がするんです。ドクターだって一人の人間です。本当に只見を好きであれば、只見に住むドクターだっていらっしゃいます。只見の魅力をアピールできなかったのか。それから、これからまだ将来的にそういった先生がいらっしゃるかもしれませんし、ただ単に上からの通達で引き揚げます。ちょっと待って下さい。只見、大変になりますから、ちょっと待って下さいぐらいの、その、なんですかね、そういった対応では、これからも同じようなことになりかねないのかなということを非常に僕は危惧します。たまたまテレビなんかでも見たり、それから研修先でも、やっぱりそこに、やっぺらいらっしゃるドクターは、やっぱりその町のことを考えてますし、そこにもう、一生骨を埋めるんだぐらいの覚悟でやっぺらいらっしゃるところがありました。やっぺら、そういったところが、その、なんていうんですかね、町民が真剣に、町のことを考えているんだということをわかってもらって、それがドクターに伝わって、そういった、なんとか関係に僕は持っていけるのが、これからのこの

山間地域の診療所、小さな診療所の生き残りの対策なんではないかなと考えていますが、お考えをお聞かせください。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） たしかにあの、先生方との交流、そのものは非常に大切ということは私も理解はしております。ただあの、現状の中で、福島県の奨学資金制度の中での研修医制度。そういったものの制度の中で、これは国の制度でもあるんですが、その研修医が地方といますか、へき地になかなか来ていただけない実情が現在生まれて、こういった形が出てきているというふうに理解は、判断はしてはいますが、ただ、従来、県の派遣を基本として、診療所の運営を想定、医師の確保については想定をしておりましたが、今年、遅いと言われるかとは思いますが、今回からは独自で、町独自の募集のやり方も含めながら、さらに県の派遣もお願いをしながらという、そういったことを取り入れながら、県と併せながら取り組んでいくという考え方で今後はいく必要があるということがありますので、そういったことを視野に入れながら、今後の医師対策については努力をしていきたいというふうに考えております。

○議長（齋藤邦夫君） 6番、中野大徳君。

○6番（中野大徳君） 早急に、正常な体制に戻ることを願っております。

ちょっと余談な話をしますが、数年前に、その南会津病院で、市町村の要望の時に、理学療法士が欲しいと町から要望が出た時がありました。建ったばかりでもなかったですが、その時に、ある人をお願いしまして、研修を受け入れてもらえないかと、南会津病院に要望しました。ある人を介して。それで、研修をOKしてもらい、初めての南会津病院では理学療法士の研修だったと思います。その時に、2名の研修生が来ました。東京から。一人は静岡。一人は県内の2名が友達で、友達同士で来ました。そして、静岡から来た、そこで研修を行ったがために、ほかへ行かず、県立の試験を受けて、そこで今でも働いていらっしゃいます。そして地元の人と結婚して、今、伊南の方と家庭を持ってやっております。そういった、まず、できることから、ダメだったかもしれませんが、これは成功例ですけども、そういったこともありますので、常にその、なんていうんですか、アンテナをですね、一生懸命やって募集しているのはわかりますけども、ひょっとしたら、一生懸命やってないんじゃないかなというところもたまに見えてくることもあるんですよ。情報を持っている人もいますし。それが、お金、給料の面もあるでしょうが、もし、この只見で、そういった資格を持っ

ている人が大勢いて、ここで働ければ、給料、多少、東京より安くても良いんだという方は僕はいると思います。これはお母さんがいたり、お父さんがいたりして、今は、それはある程度の時期は、その都会暮らしでいたいと今は思っている、またこういった感情は一生そうではない。変わる時が必ずくる。その、うまくそういった人材を見つけられるか。そういったことに担当者は、もうアンテナをバリバリに張って、そして、じゃあ、今年は無理でも、あと2年経ったら、もう30ですねと。30ぐらいになったら帰郷も考えてもよろしいんじゃないですかとか、様々なことが僕は考えられると思うんですよ。そして、最後のその、病院で、近くの診療所で、最後の看取りがもしできなくなったりすれば、これは本当に町にとっても不幸でありますし、家族にとっても不幸であります。急変しました。田島まで駆けつけました。時間がかかって途中で亡くなってしまいました。こういう状況が起こりうることは今のままだと想定されますので、大至急、こういった状況を改善していただくことをお願いしまして質問を終わります。よろしくをお願いします。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） まさにあの、診療所の早期体制の解消についてはおっしゃるとおりでございますので、今後とも努力してまいりますので、よろしくご協力をお願い申し上げたいと思います。

○6番（中野大徳君） 終わります。ありがとうございました。

○議長（齋藤邦夫君） これで、6番、中野大徳君の一般質問は終了いたしました。

続いて、10番、山岸国夫君の一般質問を許可いたします。

10番、山岸国夫君。

〔10番 山岸国夫君 登壇〕

○10番（山岸国夫君） 質問項目に基づきまして一般質問いたします。

2点です。

一つ目、小中学校教員への変形労働時間制導入の反対について。要旨です。令和元年7月第2回会議で、教職員の長時間過密労働の解消に向けた意見書提出を求める請願を採択しました。そして国に対して、1年単位の変形労働時間制を学校現場に持ち込まないという意見書を提出しております。公立学校の教員に1年単位の変形労働時間制を導入可能とする改正教職員給与特別措置法が昨年12月に成立しました。この制度は選択制で町やそれぞれの学校が導入するかどうかは自由となっております。只見町においては、この制度を導入しない

ことを求めるものであります。只見町の小中学校それぞれの教員の残業実態、勤務実態がどうなっているかを伺います。また、働き方改革法では労働時間管理を雇い主に義務付けておりますが、小中学校それぞれで教員の労働時間管理はどのように行われているかを伺います。この雇主というのは学校現場でいけば、それぞれの小中学校の校長先生にあたります。

二つ目、町主導の買い物支援体制の構築について。明和の生鮮食料品を取り扱う店舗の閉店により、買い物困難な町民や遠くまで買い物に出かけていかなければならなくなり、時間も多くかかって町民に負担がかかっていると感じております。生きていくための食が脅かされているといっても過言ではないと思います。現状は、商店の自発的取り組みによる買い物困難者の送迎、社会福祉協議会による訪問介護者への食材の提供、商店の移動販売、生活協同組合や農協の注文による共同購入などもありますが、商店の人材確保・高齢化などで生鮮食品の供給が今後困難な状況となることが予想されます。また、高齢者が雪んこタクシーを利用して買い物した場合でも帰りの待ち時間が長くなって利用に不便だという声も聞かれます。買い物困難者をなくすために商店とのコーディネート、高齢者の見守りなど、町主導の支援体制の構築が求められると思いますが、町長の考えを伺います。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

〔町長 菅家三雄君 登壇〕

○町長（菅家三雄君） 10番、山岸国夫議員のご質問にお答えをいたします。

まず第1点目でございます。教員の長時間労働が社会問題となり、教員のなり手不足や心身ともに疲弊した教員の増加など、教育現場において様々な課題が山積していることから、国において、学校における働き方改革が進められております。その一環として、1年単位の変形労働制の導入を盛り込んだ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法、いわゆる給特法の改正が行われたことは山岸議員お質しのとおりであります。これに関して只見町においては、現段階において変形労働制を導入する考えはございません。その理由としましては、変形労働制の導入が教員の労働環境改善に真に有効であるとは言えず、課題の解決にはならないと考えるためです。変形労働制を導入したからといって、教員の負担軽減や勤務時間の縮減につながるものではなく、あくまでも残業の付け替え措置に過ぎません。現実的には夏休み期間中でも時間的な余裕はなく、8月にまとまった休暇が取得できるかすらも大いに疑問が残るところです。長時間労働の解消に向けては、学級編成の見直し等による教員数増の要望をはじめ、業務の精選と効率化による業務改善、先進的な事例の紹

介や、教員一人ひとりの意識改革等を通じ、根本的な業務軽減を達成していくことが、本来の働き方改革の要諦と捉え、学校の働き方改革に取り組んでまいります。

次に労働時間の管理についてであります。勤務時間の実態に即した客観的な把握のため、小学校では出退勤時刻をパソコン入力して管理しております。また、中学校においてはタイムカードによる出退勤時刻の管理を行っており、勤務時間の見える化を図ることにより、小中学校ともに学校長、教頭が各教員の勤務状況を把握し、状況に応じて個別に指導、助言を行っております。

次に勤務実態についてであります。令和元年度の4月から1月における教員1人当たりの1ヶ月平均の超過勤務時間は、只見小学校が37.55時間、朝日小学校が46.05時間、明和小学校が43.90時間、只見中学校が63.59時間となっております。今後も児童生徒に対して効果的な教育活動ができるよう、働き方改革を推進してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、町主導の買い物支援体制の構築についてであります。ご意見の雪んこタクシーにつきましては料金が安くなり、非常に使いやすくなったとのご意見もいただいておりますので、今後も有効に活用いただきたいと思います。また、商店とのコーディネートであります。ご質問のとおり、それぞれの商店等で独自の送迎や移動販売をされている状況にあります。また、社会福祉協議会により訪問介護サービス利用者が生協の宅配を利用される場合に、注文書のとりまとめや受け取りの支援を行っております。現在は訪問介護サービス利用者限定しておりますが、介護サービス利用者以外にも対象者の拡充についても検討されているところであります。今後は生協だけでなく、町内商店も含めた買い物支援の体制構築について社会福祉協議会及び商工会と連携して検討してまいります。また、高齢者の見守りなどにつきましては、郵便局や宅配業者との連携や民生児童委員を含めた地域の皆様のご支援をいただきながら対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（齋藤邦夫君） 10番、山岸国夫君。

○10番（山岸国夫君） じゃあ、1項目ごとに質問を行いたいと思います。

最初の小中学校教員の変形労働制導入の反対の中身であります。ほぼ、私の思っている中身の同じ回答がいただきましたというふうに思っております。やはり、先生方の残業をなくすということは、これ、全国的な課題でありますし、なによりも子供の教育と成長、発展。

これに先生のあり様というのは欠かせない問題です。そういう点では先生が自主研修なども含めて、大いに高めてですね、そしてやっぱり、教員としての業務にあたるということが求められているわけですから、これが今、全国的な課題となって、政府は働き方改革という言葉で変形労働制で教員を増やさずにこの形で解消しようとしている。回答にもありましたように、私も望んでいるのは、残業がしないですむ先生の仕事の時間です。そういう点では、ここでもやっぱり、議会でも先ほど質問の中で述べましたように、政府に対して、国に対してですね、意見書を出しました。で、先ほどの中では1年単位の変形労働時間制の問題だけ取り上げましたけれども、議会で議決した中身はそれともう一つあります。教職員の長時間過密労働の解消を行うため、国の責任で教職員定数の抜本的な改善を図ること。これも町当局と同じ認識であるというふうに思います。そういう点でも、一番、回答の最後のほうにありました、小学校・中学校の超過勤務時間。これは福島県全体でも、やっぱり平日が小学校11時間。そして中学校が11時間36分となっておりますから、只見町においても同じような状況に置かれているなというふうに捉えました。引き続き、これについては、やっぱり教職員の、先生方を増やすというところでの増員が求められているということも一致しておりますので、ここは私のそんな思いも含めて答弁はおりません。

次の、町主導の買い物支援体制の構築についてであります。先ほどの答弁聞いてまして、町として、この消費者行政、買い物支援ですね、町民が生きていくための衣食住。衣は衣料の衣じゃなくて、今、何人もの同僚議員が診療所の問題で質しました。医療の問題でも町民の生活安全が脅かされている。食の問題でも、私は先ほど危機的状況だという提起をいたしました。で、ここの捉え方、町長、どんなふうに捉えているんです。町としてのこの、消費者行政どうあるべきなのか。ここの認識をまず最初に、先ほど答弁いただきましたけど、ここにずれがあるんじゃないかというふうに私は思っていますので、答弁求めます。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 医療と食の差といいますか、医療につきましては福祉の面で私は捉えていく必要があるというふうに思っておりますが、食については、一つの経済の中での考え方が優先されるというふうに思っております。それで、そういった中で、できるだけ食についても、行政として支援は当然なんです。支援の程度が、直接やるか、間接にやるかという、そういったところの捉え方については、十分議論しながらやっていく必要があるというふうに私は思っております。そういった中で今、行政がどこまでできるかについては、関係、

社会福祉協議会、いろんな形での動きがひとつありますので、そういった中での議論等も含めながら、総合的に検討していくという考え方であります。

○議長（齋藤邦夫君） 10番、山岸さん。

○10番（山岸国夫君） 私あの、何故、そういう現状認識伺ったかといいますと、この答弁書見ましてもね、私が最初に質問した中身の主旨が、正確に、やはり町民の生活実態を捉えたうえで生活の実態が反映されていないというふうに思ったからです。で、パラグラフごとにいきますと、雪んこタクシー、料金が安くなって使いやすくなったという意見伺ってます。今後有効にと。で、私は雪んこタクシーはたしかに安くなって、500円から200円になりました。町民の多くの方喜んでおります。しかし、買い物に限っては、例えば商店に行って買い物して、帰りの時間までに相当待たされると。これが問題になっているんです。今。ですから、名前、挙げてもいいと思うんですが、サンマート只見店。ここでは、明和地区が買い物支援バスやっていて、朝日・只見地区でもやはり、買い物にそういう支援バス出していただけないか、なんとかしてほしいという声もあって、商店自ら自主的に、これは1週間に3回、只見地区と朝日地区それぞれ電話で対応すると、送迎するというのをやってるわけです。これの良さは、電話をすれば迎えに来てもらって、買い物すれば、すぐ自宅まで送ってもらえる。利便性があるんです。ここには。雪んこタクシーと全然違うんです。これは自主的に商店がやっているんです。ここでもやはり認識の違いがあると思います。それから、社会福祉協議会。何故、これやっているか。ここが捉えられていないと思うんです。ここは、7名の訪問介護者。この方達で対応して、当然その、自分達が買い物に行く時間がなければ、例えば、昼食の時間で、ホームヘルパーさん、昼食を作りその家に伺います。食材がなければ、昼ごはん作ることができないんですよ。で、もし、このヘルパーさんが食材がないからといって買い物に出たら、作る時間がほとんどなくなります。そういう点ではこの訪問介護を受けてる方の食事すら提供できなくなるということから、これは独自に社会福祉協議会のホームヘルパー事業で生協を利用して届けるということをやっているんです。で、この中身も、実際には大変だと思うんですよ。だって、なかなかね、私達だって、生協の買い物で何あるかということをおね、細かい字見てやるわけですから、それを、介護受けてる人だから、スムーズにパッパッといかないはずですよ。やりとりが。そういう人から欲しいですか。何が、どうしますかということをお聞き取りをして、それでそれをまとめて発注する。発注したのをまた今度、個別ごとに集約する。お金の精算もある。これは今までの訪問介護ヘルパー事業

に加えた、自分達でなんとかしようというところからきているんです。そういう点では仕事が増えているんです。ここが社会福祉協議会のところでは。そうしますとね、介護サービス利用者以外にも、対象者の拡充について検討されている。これは人を配置しなきゃできないんですよ。で、そういう買い物が必要としている人達、どう社会福祉協議会で掌握するのかという問題も出てきます。だから、ここでも、この答弁では、様々なやはり問題があると。そういうことも含めて、この答弁になっているというのであれば、非常に残念であります。

で、その次のパラグラフでも、生協だけでなく、商店も含めた買い物支援、社会福祉協議会と商工会と連携して検討。これは誰がやるのかという問題ですよ。で、見守りについても郵便局、宅配業者、児童委員。民生児童委員の方の役割も大きいと思いますが、私は冒頭言ったように、この町の消費者行政。これ、どうするんですかというふうに、先ほどね、一つ一つ言いましたけれども、そういう点では大きく、ここにかかっていると思うんです。で、そういう点でも、明和自治振興会の広報が、2月28日付で第44号発行されました。これ、町長、読まれてますか。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 一応あの、サーッと目は通してますが、詳しくは目をまだ通してないところもあります。

○議長（齋藤邦夫君） 10番、山岸国夫君。

○10番（山岸国夫君） ここではですね、4月1日以降の今後のあり方、しっかりと求めていきたい。このアンケートの中身でも、買い物支援バス継続に関する聞き取り調査結果というものがあります。この中でも、もしも、うおかくが閉店したら買い物支援バスを利用しますか。毎週利用する、8。月2回程度利用する、14。それから、もしも、うおかくが閉店したら買い物支援バスどのように利用しますか。他の商店を利用する、31。役場窓口を利用する、9。郵便局、11。もしも、うおかくが閉店しても買い物支援バス事業の継続を望みますかと。継続してほしい、23。継続は無理だと思う、3。今後、買い物支援バスの運行がなくなった場合に買い物はどうしますか。家族に送迎してもらおう、7。家族に買い物を頼む、14。雪んこタクシーを利用する、21。多いものだけ、ちょっと取り上げてみました。それぞれやっぱり、この間、5年間やってきたこの買い物支援バスに対する期待はやっぱり高いものというふうに思います。

先ほど、それぞれ、パラグラフごとに、最初の答弁のパラグラフごとに再度の意見申し上

げましたけれども、でね、これら実践していくうえで、例えばですよ、町が、地域おこし協力隊を配置するとか、というのも一つの案じゃないかと思うんですね。これ、提案したいと思います。そういうことも含めて、これ、やらないと、どうぞ今のまま推移してくださいというような中身の答弁なんです。先ほど聞いた中身だけでは。それぞれのところでやってください。これじゃあね、町民が置いてけぼりになっちゃいます。

それと、移動販売車の購入。これはやっぱり、千葉県の船橋市でさえも、さえもという言い方おかしいと思うんですが、都市部ですよ、東京のベットタウンで、人口も多い市です。そういうところでも、移動販売車購入して、市が独自にこれ運用しているんです。ということは、やはり、1970年代に大規模な土地開発が行われて住宅が建ちました。しかし、そういう下で、高齢化になっていき、買い物にもなかなか行けなくなっているという問題がやっぱり都市部でも起きてて、ローカルバスの運行や、こういう買い物支援の体制などもとらざるを得なくなっているというのが私は実態だと思います。只見の場合はもっと、面積が広くて、商店も限られているわけですから、やっぱり様々なこの消費者への対応をした行政。これをどうするのか。これは早急にやらないと、命の問題にやっぱりこれは、医療の問題と同じにかかってくるんです。食べないで人間生きられませんから。そういう問題に町がどういうふうに取り組むのかと。そのためには商店の営業権もあります。で、先ほど、最初の質問の中で現状の状況もお話いたしました。で、生協や農協になると、買い物したお金が外部にいくわけなんで、只見の中でやはり、お金の循環と、町の中でお金がまわって、いろんな方が潤っていくということも私は大事な経済、先ほど、町長、経済って言いましたけど、そういうお金を、只見の町内でお金がまわる。これも大事じゃないかというふうにも考えてもおります。そういう点から今、再質問した中身について再度の答弁をお願いします。

○議長（齋藤邦夫君） 観光商工課長。

○観光商工課長（増田栄助君） 今ほど再質問いただきました内容の中で、今、一つ、社会福祉協議会で検討されている部分について、若干、補足をさせていただきたいというふうに考えております。答弁、町長の答弁にもあったとおり、今現在では訪問介護サービスの中でのサービス提供という中で支援をされているということでございます。で、今考えていらっしゃるの、それは一種のコミュニティービジネス的な部分として、社会福祉協議会の中で一定程度、利用される方にご負担をいただきながら、そういった買い物支援、注文書のとりまとめであるとか、そういった部分を検討されているということでございます。またそれを拡

充して希望者を募っていくということになりますと、それに対する、やはり冷蔵庫であったり、先ほど言われた車輛、配達をする車輛であったり、また人もそうです。そういったものも必要になってまいりますので、そういった部分の確保等について、具体的な協議については町も一緒になって検討していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○10番（山岸国夫君） 私がずっと、縷々述べましたけど、それだけの答弁ですか。私はもっと突っ込んだ回答いただきたいと思っているんですが。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 答弁の中でも申し上げました。基本としては雪んこタクシーを使っただきたいと。公共交通の中でそういったものを有効に使っていただいて買い物をしていただく。そして、その他の用務も果たしていただくというのが基本に、まず考えております。そういった中で、なお、さらにそういったところにまだ不足のところが出てくれば、それは対応させていただきたいと思いますが、雪んこタクシーの利用率そのものについても、まだ満杯にはなっていないというお話も聞いております。ただその不便さがあるのであれば、そこは是正するという事は、この後検討はしていきたいと思いますが、全体の中でそういったことは整理をさせていただいて対応させていただきたいと思います。

それと、地域おこし協力隊のお話がありました。それはあの、前の会議の中でも出ました、三島町にそういった例が過去にあったというふうに聞いております。で、そういったことにつきましては、今、先ほど観光課長のほうからありました社協とか、地域内でのそういった動きがある中で、総体的に、じゃあどういう形が良いのかというのは議論をさせていただきながら対応させていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 10番、山岸国夫君。

○10番（山岸国夫君） 町民は、日々、生活しているんですよね。うおかくがなくなって、生鮮食料品の購入に困っているというのは、もう1月1日から始まっているわけです。で、ずっとこう、見てて、行政の決め方、今日決めたから明日からすぐ実行というわけには、なかなかいかないと思うんです。運用上。ですから私は先ほどから何回も言っているように、町としてのコーディネート。これがやはりどうしても今必要だと。社協任せじゃなくて。じゃあ、社協に依頼するんであれば、ここに人を増やすなり、それなりの対応をしないと、今

のままではできないでしょと。今のままの、人もお金も配置しなければできない問題なんじゃないですか

そういう意味でも、それでは少し、ちょっと角度を変えて、町民生活課の所管で、消費者行政に関することがあると思うんですが、じゃあ、来年度の予算としては何を考えているのか。それをちょっと示していただきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 町民生活課長。

○町民生活課長（渡部高博君） 山岸議員お質しのとおり、町民生活課のほうで消費者行政ということで所管しております。それにつきましては、悪徳商法等の対応について、あとPL法の関連についての、そういう関係の事務分掌になっておりますので、今ほど山岸議員ご質問されている内容とは違う事務分掌だという認識は持っております。

○議長（齋藤邦夫君） 10番、山岸国夫君。

○10番（山岸国夫君） じゃあ、町長に伺いたいと思うんですが、先ほど私言った地域おこし協力隊の配置。それから移動販売車の町としての、購入して運行していく。これの考えはいかがでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 先ほどあの、観光課長が申し上げました、社協の取り組み。そういったものと併せながら検討していく必要があると思います。両方でやるということではなく、どちらかに絞るとか、そういったことの形は考えていく必要があるというふうに思っております。

○議長（齋藤邦夫君） 10番、山岸国夫君。

○10番（山岸国夫君） 私が提起している、最初の質問の項目。町全体の買い物が大変な人の対応。これ、社協でできるというふうに考えての答弁なんですか。私は社協だけでこれができるというふうにはちょっと思えないんですけど、その辺の考え方がなんでしょう。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 町全体といたしましては、先ほども申し上げましたように、雪んこタクシーで、これを利用していただいて、それは生活の交通として使っていただきたいと。で、社協での対応というのは、どちらかというとな不自由、生活に不自由な方といいますか、そういった方を対象とした一部の福祉の面での分が社協の分というふうに私は理解しておりますので、そういった形で町としては取り組んでいくと。ただ、先ほど出ました地域おこし協力

隊でのことにつきましては、新たなその移動販売車といいますか、それについては、また違う視点から捉える必要があるというふうに考えておりますので、その点は分けて対応はしていきたいというふうに考えております。

○議長（齋藤邦夫君） 10番、山岸国夫君。

○10番（山岸国夫君） なかなか、私はあの、町民の想い。それも含めて私の提起した中身。相当、町長との答弁の中には溝があるなというのを縷々、聞いておりまして感じました。で、雪んこタクシーを利用してほしいというんですが、町民は不便だと言っているんです。なんでこの町民が不便だという声に町政は耳を傾けられないんでしょうか。そこが私は理解できないんです。もう既にね、たしかに500円から200円になりました。多くの方が喜んでおられます。これも実際です。良いことはやっぱり早くやる。町民が喜ぶ。このことは喜ばしいことです。しかし、実際に町民が不便だと言ってるんですから、その町民の声に真摯に答えようとできないのは何故なんでしょう。同じこと何回も聞いて申し訳ないんですが、どうも私はそこが納得できません。再度の答弁をお願いします。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 雪んこタクシーの対する、不便だというご意見。これにつきましては、分析を、ご意見をまず、どのようなところが不便なのか。实际的に。そして、買い物のところの分だけなのか。時間の設定だけなのか。その買い物が終わったらすぐ帰りたいとか、そういった個人だけの要望ということもあれば、そこは我慢していただくところは我慢していただくところは、当然これは出て当たり前だと私は思います。そういったところについては、その不便だというところを町のほうとしても、その意見を徴収しながら、その対応について、どこを直せば、それが減っていくかということは考えていきたいというふうに思っております。

○議長（齋藤邦夫君） 10番。

○10番（山岸国夫君） 堂々巡りのやりとりになっているんですけど、町長、やっぱり町民の生活実態を捉えてほしいんです。で、今の問題でも、この雪んこタクシーの利用について、分析して対応すると。我慢してほしいということおっしゃいました。で、不便だという人の中身は、やっぱりお年寄りが多いんですよ。で、足も不自由な人もいますし、杖もついていらっしゃるような方もいます。で、長年の畑仕事で腰も曲がっている方もいらっしゃいます。そういう方が、長時間、あそこで、商店の入り口で待てと。で、冬の時間だったらね、その

風よけ室のところで待つにしたって、しょっちゅう、ドア開きますから、寒くなったり、立っているのだから、30分、1時間立っていたら大変なんですよ。だからこれ、福祉政策とも関係してくると思うんですけど、だから、そういう実態のところに耳を傾けてほしいなというのは行き届いたこの行政、町の行政というのはそういうところじゃないんですか。だって、町の施策はやっぱり町民の命と健康、福祉の向上。ここにあるわけでしょ。そうしたらやっぱり、町民の置かれている実態に即して、町がやっぱり手を差し伸べる。只見町に長く住んで良かったなと思えるようにしていくというのが町のあり方じゃないですか。だから、そういう点では食の安全が今脅かされていると私、冒頭言いました。若い人だって、明和のほうの人達は田島に買い物にすれば、今までよりもやっぱり30分以上は買い物で時間とられるわけです。で、共働きで子供さんがいれば、これも大変なことだと思いますよ。だからそういう点でね、町民に負担かかっている。お年寄りには特に大変になっている。そこにもっとこう、目を向けた行政ができないのかなと、先ほど何度も言いましたけれども、やっぱり一つ一つ、町民に寄り添った町政。ここが今求められているんで、そこを解決するために私はやっぱり人の配置で地域おこし協力隊の配置の活用だとか、移動販売車の活用も言いました。で、この間やっぱり、なかなか買い物、難儀されている人に直接聞いても、やっぱり移動販売で来てくれるから助かっているという声もあります。1回断ると、次回から来なくなって大変だという人もいたり様々ですけども、やはりそういう人達にはね、買い物に來れなければ雪んこタクシーじゃなくて、やっぱり届けるということも含めて、これ、行政の責任だと思うんですよ。町民のやっぱり命を預かっていくわけですから。まあ、そういうことで、同じような議論になってきて申し訳ないですが、もう一度、やっぱり、町長、もっとやっぱり町民の、長年、只見で生きてきた町民に寄り添う姿勢を示してほしいんです。そこをもう一度答弁お願いします。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

地域創生課長。

○地域創生課長（星 一君） 生活交通の実態。今、雪んこタクシーのお話が様々出ておりますので、現在の実態をお知らせしたいと思います。まずもって、雪んこタクシー、平日運行しておりますけれども、只見地区と朝日・明和地区ということで、一日、行きで6便、帰りで6便。それぞれ2地域ございますので、24便出ております。24便1時間に1本出ているということです。ですので、生活交通といたしましては1時間に1本、行って帰ってこれ

るというようなことで足の確保はしているという状況でございます。さらに、事業者の中で先ほどお話があったとおり、事業者独自で運行されているというようなこともありまして、そちらのほうもご利用されながら、買い物をされているというのが実態でございます。さらには、その乗車率でございますが、予約に応じて車輛の大きさ等も変更はするわけでございますけれども、実態としてましては小型車、全て小型車、5人乗りのタクシーだと推定しても、乗車率は50パーセントということで、決して乗れないような状況ではない。今も十分余裕があるということでございます。さらに、山岸議員おっしゃるとおり、もっと、非常に不便だということでお話がありましたけれども、それ以上のものとなりますと、事業者、現在の事業者では到底対応できない。その中で只見から田島の直通便も含めて今出しております。乗車率等も含めて現状の運行体系で今動いているというような状況になっておりますのでご理解をお願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 雪んこタクシーにつきましては、従来、公共交通は、その停車場まで行かなきゃならないというものを、家の前から、買い物でも利用するところでも、その行きたいところの前までという、ひとつの原則で、お年寄りでもある程度、身体的な方が、不自由な方という言い方はできませんが、ある程度、家の前から乗れて目的地まで行けるということをモットーにして進めた事業でもあります。ですから、そういったところの利用率、そういったところも十分検討しながら、全体的な買い物に対する支援等については考えていきたいというのが私の考え方であり、こういったところが非常に、もう満杯だとか、いろんな形で動きが、余裕がないということであれば、急ぎやらなきゃならないというふうにも思いますが、先ほど出ました全体のその買い物に対する考え方につきましては、福祉のほう、それから社協ですか、それと地域おこし協力隊のご意見についても、前から町のほうとも、その情報そのものは持っておりますので、そういった中でどのようなやり方がいいかということは、十分検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 10番、山岸国夫君。

○10番（山岸国夫君） そうすると、様々議論してきましたけれども、町長、町主導で、社協任せじゃなくて、町主導でやると。例えばこれ、消費者行政ですから、その中には関連して町民生活課含まれているんですけど、そういうところが主体になって対応していくという

ふうにご理解してよろしいのでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 先ほど答弁にも申し上げました。社協ばかりでなく、商工会もそうです。町もそうです。そういったところで議論をさせていただきたいというふうにご理解をいただきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 10番、山岸国夫君。

○10番（山岸国夫君） しつこいようで、何度も言って申し訳ないんですが、私は町主導でやるのが今、町民の食守るうえで大事じゃないかと。これからの人口推計見ても、高齢化の状況を見ても、買い物に大変な状況に置かれているお年寄りの人達の救済というか、手を差し伸べるということにおいても、その町主導ということにならないのでしょうか。再度お願いします。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 連携協議の中で、町が考えて、主導したといいますか、会議の持ち方はあったとしても、商売に関わることで、その業者を、他の業者といいますか、現に動いていらっしゃる方、いらっしゃいますので、そういった方等を差し置いて町が主導できるというものでも、実行できるものでもありませんので、そこは三者、四者なり、その関係機関と議論を進めながら、そして、非常に実態が厳しくなってくれば、当然、町はそういった関係機関の中でのリードした形で協議を進めていくということに対応していく必要はあるというふうにご考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 10番、山岸国夫君。

○10番（山岸国夫君） 同じような中身になって申し訳ないですが、当然ね、私が最初から提起しているのは、お店も、これは経営しているわけですから。で、移動販売。これも営業権の問題あります。だからそこをね、買い物に困っている人。それで食を提供する人。で、これも様々な形態ありますから、そういう点で、営業権を守る。そして、そういう商店の知恵も借りる。力も借りる。そして、町民全体となってね、そういう買い物の困難な人たちを救っていく。これにはやはり町がやらないとだめじゃないかと思うんです。というふうに私は考えてこの提案をしているんです。ということをもう一度あの、提案しておいて、ですから私が、町がやる主導というのは、そういう意味なんです。まあ、答弁、これ以上、やりとりしても同じ中身なんで、私の主眼は、やっぱり町が、大変な思いをして、戦後、只見町を

支えてきた人達ですから、そういう人達というのは。ここにやはり、町が手を差し伸べていく。そういうことが必要だと思います。で、それはやはり、様々な対応が求められているわけですから、町が人員配置もして、そして早急にやはり、もう現実に1月1日から買い物の困っている人がいるわけですから、そういう点で温かい手を差し伸べる、そういう行政を求めるところをお願いして、もう答弁いりません。よろしくお願ひしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（齋藤邦夫君） これで、10番、山岸国夫君の一般質問は終了いたしました。

昼食のため、暫時、休議いたします。

午後の開会は1時といたします。

休憩 午前11時42分

再開 午後 1時00分

○議長（齋藤邦夫君） それでは、午前に引き続き、会議を開きます。

診療所事務長から、午後の欠席の届けがありました。

一般質問を続行いたします。

4番、目黒道人君の一般質問を許可いたします。

4番、目黒道人君。

〔4番 目黒道人君 登壇〕

○4番（目黒道人君） それでは、通告に基づきまして一般質問いたします。

まず一つ目。人口増対策について伺います。人口減少が原因と思われる社会問題が顕在化してきたと感じています。後継者不足による廃業、商店の閉店、事業継続が困難な業種もあり、今後廃業される可能性もある。また、只見高校の存続問題も人口減少によるものだと考えています。人口減少問題は、人口増によって解決されるべきと考えております。以下について伺います。一つ、町長は人口を増やしたいと考えていらっしゃいますか。これについて町長の考えを伺います。二つ目、U・Iターン就業促進事業の成果をお示してください。三番目、沖住宅の入居年数要件を見直す考えはあるか伺います。四番目、男女のカップリング事業について、今後の計画はあるか伺います。五番目、助産師養成奨学金の利用実績を伺い

ます。6番目、今後、助産師を目指す人材が現れた場合、助産院を開設する考えはあるか、町長の考えを伺います。

2点目です。先日行われました自然首都・只見学術調査研究助成金事業について伺います。専門家の研究を助成しようとする理念は共感できるし、とても良い取り組みだと思っております。以下について伺います。一つ目、事業の目的は何かを伺います。二つ目、成果発表会を開催し、町民に開かれた場を用意されたのは良かったと思っております。ただ、内容が専門的でちょっと難しいのかなと感じました。今後の発表会のあり方について伺います。3番目、研究成果は具体的にどのように活かされるのか、町長の考えを伺います。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

〔町長 菅家三雄君 登壇〕

○町長（菅家三雄君） 4番、目黒道人議員のご質問にお答えをいたします。

はじめに、人口増対策についてであります。項目ごとにお答えをいたします。

まず、人口を増やしたいと考えているかについてであります。人口は増やしたいと考えております。このためには、まずは人口構造の改善が重要であることから、生産年齢人口の増を進めてまいりたいと考えております。

次に、U・Iターン就業促進事業の成果についてであります。令和元年度のU・Iターン等促進助成金の受給者は、2月末時点で11世帯15名となっております。一回の助成ということもあり、効果は限定的であるとは思いますが、U・Iターン促進の一端を担っているものと考えております。

次に、沖住宅の入居年数要件を見直す考えはあるかについてであります。本町への定住促進を目的として整備をしました沖住宅については、定住のきっかけとして一時的な住まいとして提供しているもので、入居期限は5年以内と定めております。この期間に入居者が定住先の住宅を確保することで定住人口を増やすことを目的に定住等促進住宅として整備したものですので、入居期間のあり方についてはご理解をいただきたいと思っております。

次に、男女のカップリング事業の今後の計画についてであります。結婚活動を支援するという名目で企画しますと、なかなか参加者が集まりにくい傾向にあります。今年度、振興センター事業として、町内の18歳から39歳を対象とした青年交流事業を実施し、32名の参加がありました。若い世代の幅広い出会いの場をつくる事業として、次年度以降も手法

を工夫して実施したいと考えております。

次に、助産師養成奨学金の利用実績についてであります。昭和45年以降、現在までの利用実績はございません。

次に、助産師を目指す人材が現れた場合の助産院を開設する考えであります。過去には母子健康センターを開設し、母子保健に関する各種相談に応じたり、助産部門として地域の妊産婦の援護を行っておりました。しかしながら、施設に専門の医師がいないことや交通の便が良くなったなどの理由から、会津若松市などの専門医に通院される方がほとんどとなり、昭和56年度をもって廃止となった経過でございます。つきましては、現在、助産院開設の考えはございませんのでご理解をお願いいたします。

次に自然首都・只見学術調査研究助成金事業についてであります。項目ごとにお答えをいたします。

はじめに、事業目的であります。町内の自然、民俗、文化、歴史などの事象について調査研究を行う者に助成することで、科学的根拠に基づき価値付けされた研究成果を蓄積するとともに、住民への学習機会の充実、各研究機関との交流推進、研究フィールドとしての自然首都・只見の認知度向上やブランド確立などを目的に実施しております。本事業を通じて新種記載された、タダミハコネサンショウウオの分布域や生態も明らかにされたところであります。

次に、今後の成果発表会のあり方についてであります。ご指摘のとおり、発表内容が専門的で難しく、改善の必要があると考えております。発表会にあたっては、事前に町民の皆さまにわかりやすい形で報告をいただくように要請しているところではあります。今後は募集方法や審査方法、成果発表会の時間配分などを見直すとともに、改めて、住民向けの成果発表会でのわかりやすい報告が助成要件となることを強く示してまいりたいと考えております。

次に、研究成果は具体的にどのように活かされるのかについてであります。調査研究の成果が、学会、学術雑誌、只見町ブナセンター紀要を通して発表され、只見町に関する情報が蓄積されると同時に周知されることで、自然首都・只見が研究フィールドの聖地となることを期待しております。なお、調査研究の成果のより具体的な活用については、調査研究を実施した研究者や只見ユネスコエコパーク支援委員会の助言や協力を得ながら、具体化していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（齋藤邦夫君） 4番、目黒道人君。

○4番（目黒道人君） 再質問いたします。

昨日、今日とですね、議員の皆さん、一般質問では、やはりその町長の姿勢であったり、これは夢とかですね、理想。これについて言及される方が多かったと聞いてました。実際、僕もそこは感じているところです。ですので、今日はですね、なんていいますか、前向きな話題だと、僕はこれ、捉えてますので、今ほどの答弁にありましたが、1個目のですね、ちょっとやっぱり、まあ、消極的な、といえますか、これ、想定内でしたけれども、こういったところをですね、この1時間の持ち時間が終わる頃には、前向きにやってみようかな、町長がもうちょっと夢ある町にしてみようかなと思えるような質問で今日はいきたいと思っております。

ちょっとだけ、順番変えまして、2番目の、只見学術調査研究助成事業に関してちょっと質問したいと思います。質問といえますか、今回ここに、この質問上げましたのは、やはりこの事業は非常に価値ある内容だなと思っております。そして、やはりこういったことが町として、予算をとって、各研究者の皆様の研究環境を整えたりとか、そういったことに使われるというのは、やはりこのユネスコエコパークの理念にも非常に適いますし、僕は良い事業だなと思っています。やっぱり良い事業は良い事業だと、きちんと評価することも必要だと思いましたので、今回、この質問として一応上げさせていただきました。答弁にあるように、まったくこのとおりだと僕も思ってますし、特に再質問は考えておりませんでしたけれども、今朝ほど、ある町民の方が、ちょっと、メモをですね、僕のところに持ってきていただきました。で、ちょっと、エコパーク関連に関する、いろんな質問を聞いてほしいということなんですが、ちょっと全てはちょっとあの、今回聞けないんですが、一つ、ちょっと質問したいと思います。特にこういった専門家による学術調査というのは、なかなか、我々町民や町内企業によってすることはなかなか難しいんですけども、例えば、この研究がですね、この専門家による基礎研究が、やがて町内の産業や商業の発展に資するような、例えば森林資源の活用方法であったりとか、これは僕もリサーチをしていますけれども、山の木を、特に杉ですね、そういったものを活用する方法。または、田子倉湖内水面漁業。これもですね、実は僕、可能性あるんじゃないかと狙っているわけですが、ただこれは、まったく素人考えなんですね。こういったものの基礎研究。やがて事業化、産業化を視野に入れた、そう

いった基礎研究に、この審査方法として、そういったものを見越した対象を研究として採用されるといった、そういったことも考えられると思いますが、考えを伺いたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 地域創生課長。

○地域創生課長（星 一君） ただ今のご質問にお答えをいたしたいと思います。

今、様々、例を出してお話をいただきましたが、いわゆる基礎研究的なものについて、本当に具体的にちょっとお聞きしないとあれなんですけれども、この研究助成金事業には該当するのではないかというふうに理解をしております。またあと、この研究助成金事業以外にもですね、ユネスコエコパーク推進補助金と、また別の助成事業もございますので、いずれにしてもですね、そういうような基礎研究等々については該当するのではないかというふうな理解をしております。

○議長（齋藤邦夫君） 4番、目黒道人君。

○4番（目黒道人君） 是非あの、ご検討ください。やっぱりこの事業、僕はすごく評価できると思っていますが、町民の皆さん、なるべくわかりやすくですね、わかるというのは、やっぱりこう、自分の産業、自分の仕事だったり、商売に繋がるかもしれないということがわかるとですね、この評価もぐっと町民も理解しやすいのかなと。いずれ専門的な分野ですので、全て理解するのは難しいかもしれません。なので、我々の生活に近いところの成果があるんだよということをこの事業を通じてわかってもらえれば、意味あることなんじゃないかなと思いました。

それではもう一つの、最初の質問に戻ります。このですね、今回、人口増対策と聞いております。まあ、通常ですと、人口減対策という言い方になりますが、あえて減ではなく増、増えるほうが前向きだなどと思ってます。で、対策というか、むしろ人口増政策というのが正しかったのかなって、ちょっと後で提出してから思いました。

まず1番目ですけれども、町長は人口を増やしたいと考えているか。増やしたいとご答弁いただきました。良かったです。これ、増やしたくないと言われちゃうと、ここで終わっちゃいますので、僕の質問はですね。これ、本当に良かったです。考え方、一緒ですね。当然ちゃあ当然ですけれども、まずは人が増えて、町や地域、県、国。こういったものはやっぱり人増えないと、続けていくことはできませんので、ここは共通の認識で良かったなと思っています。

では、二つ目、二つ目といいますか、実は今回ですね、僕、一応今回が、この任期として

は最後の一般質問となるわけですし、今回ちょっとですね、過去、一般質問を自分で振り返って見たらばですね、この少子化対策に関しては2回、過去、一般質問させていただいてました。1回目は平成28年の6月会議。これはですね、少子化対策と若者移住・定住実績。これ、僕が議員になって1回目の一般質問でしたので、非常に内容がどうだったのかなと僕も思っていますが、まあ、U・Iターン補助金の利用実績について伺いました。これはできたばかりだったと思いますから、4組あったということでした。で、特に今回ではPRについて伺ってます。このPRは、この補助金の事業のPRはハローワークを通じて、それから地域おこし協力隊、只見ふるさと応援団など、行政機関を通じて、それから新規就農者の募集も行っていると、こういった答弁をいただいていた。2回目の平成30年12月会議では、少子化対策、子育て移住のPRをということで聞いてます。この子育て移住はですね、PRしてますかと、こっち聞きましたらば、子育て世代に限定したPRを行っていないと。で、山村留学制度のPRに関しても、小中学校向けのPRも今後検討したいといった答弁でした。ちょっと、一旦、ここでちょっと、当時を思い出していただいて、今現在、山村留学制度のPRを小中学校向けのPRもされているかどうか。これだけちょっと簡単に伺いたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 教育長。

○教育長（渡部早苗君） 山村教育留学生のPRというか、募集は、小中学校向けには行っておりません。中学校ですね。中学生に向けて行っているということです。小中学生対象については、今まだ考えていないということです。

○議長（齋藤邦夫君） 4番、目黒道人君。

○4番（目黒道人君） ありがとうございます。まあ、小学校にはちょっとまだ早いのかなというところなんではないでしょうか。中学校向けにはね、いろいろされているといった実績も伺ってますので、ちょっと念のため伺いました。

まあ、こういった形で、何度かやっぱり、この少子化対策というのは、僕自身がやはり、その当事者でもありますし、将来の町のことを考えたときに、非常に、これ外せない課題だなということで質問をさせていただいています。

では、二つ目、Uターン・Iターン促進事業の成果についてですけれども、ちょっとこれ確認ですが、今年度、11世帯15名ということですが、ということは、4世帯はご結婚されたということではないのでしょうか。ちょっと伺いたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 地域創生課長。

○地域創生課長（星 一君） 家族での転入もあるということです。

○議長（齋藤邦夫君） 4番、目黒道人君。

○4番（目黒道人君） ありがとうございます。家族での転入ということで、これはあの、期待、この事業のですね、期待した形になっているんじゃないかなと思います。それで、この助成金事業の、この事業効果として、これまでのところ、十分かどうか。町長、伺います。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 今あの、人口増対策としてのU・Iターンの制度について、現在見直しております。そういった中で、さらにどういう形が良いかということを考えながら対応していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 4番、道人君。

○4番（目黒道人君） ちょっと、もうちょっと具体的に伺います。見直されているというのはどういった方向で、さらにこう、なんていいますか、広げての方法なのか。もうちょっと狭めてなのか。方向性を伺います。活用してもらえるようになるのか。さらにもうちょっとこう、なんていうんですかね、目的というか、対象者を絞り込むような形になるのか。そこだけもう一度お願いします。

○議長（齋藤邦夫君） 地域創生課長。

○地域創生課長（星 一君） 昨日の一般質問でもお話をさせていただきましたが、いわゆる人口構造の関係で、20代の方の人口構造が非常に、人口が非常に少ないというようなこともございまして、そこに大きな焦点を当てて、U・Iターンを促進したいということで、奨学資金の返還に関する支援も含めて検討し、早めの、年限、若いうちに戻っていただければ、その支援が長く支援を受けられるような、そのような制度設計を考えてU・Iターン促進を図っていきたいというような制度設計を今考えておるところです。

○議長（齋藤邦夫君） 4番、目黒道人君。

○4番（目黒道人君） 昨日の質問の中でも、この20代人口が少ないという話を聞いて、なるほど、たしかにこれは、対応しなければと僕も思いました。特にこのU・Iターン促進事業というのは、そういった若年層の皆さんにマッチする制度だと思いますので、是非あの、なんですか、奨学金制度の見直しであったりとか、こういったこと含め、是非前向きに進め

ていただきたいなと思います。

では、三つ目のことです。沖住宅の入居年数なんですけれども、これですね、入居期限は5年以内ということです。で、やはり町内の若い、なんていいますか、若い夫婦の方のお話を聞きますと、どうも、3年以内というふうに、なんか伝わっているのかなというのがありまして、でもここにあるのはやはり5年、たぶん、最大5年という表現なんだと思うんですが、どうも町民の間にはですね、あそこは3年以内で出なきゃいけないということで話はまわっているようなんですが、この辺、その周知のあり方ですか、周知する時には5年というふうに謳っていらっしゃったのか。3年というふうに言っていたのか。ちょっとここ確認させてください。

○議長（齋藤邦夫君） 農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） 定住促進等住宅の沖住宅につきましては、町長答弁されたとおり、定住を目的として、この地に一時、住まいを設けるために設置したものでありまして、その目的に沿って入居をしていただいて、それが基本的には3年ということになってございます。しかしあの、永住を希望している方が、その永住先の確保が3年以内に難しいという場合には、5年まで可能だというような定めとして、この住宅を運用しているものでございます。入居の募集につきましては、そこまで詳細な目的を謳っての内容ではございませんが、相談の中でそういったことはお知らせをして受付をしているという状況でございます。

○議長（齋藤邦夫君） 町民生活課長。

○町民生活課長（渡部高博君） 今ほどのあの、道人議員のお質しであります。沖住宅の募集につきましては、入居期間制限ありということで、原則3年ということで募集はしております。

○議長（齋藤邦夫君） 4番、目黒道人君。

○4番（目黒道人君） やっぱここが、もしかしたら、ちょっとコミュニケーションがまずかったのかなとちょっと思うところです。原則3年と言われるとですね、やっぱ3年守りますよね。たぶん。僕なんかだと、ちょっとオーバーしたりするんですけども、3年と言われりゃ3年だろうと努力すると思いますし、4年、5年と住んでいると、なんとなく、留年したような感じといいますか、いいのかな、住んでていいのかなみたいな、感じになっちゃうんだろうとは思うんですね。で、どうも、でもやはり、町民に伝わっているのは3年ということで伝わってますので、5年住めるのであれば、もう5年と、ちょっと大きい字で

すね、書いてもいいんじゃないのかなって思います。で、やはりこの、若い世代、子育て世代の入居っていうことを目的にしているわけなんですけれども、やっぱり、例えばですけど、3年とか5年とかといってもですね、若い時代というのはどうしても不安定なんだと思います。まずは仕事の面でも、勤めてみたけど合わなくて仕事が転職したり、転職した結果、収入減になったり、非常にこう、不安定な時代を過ごしながら、でも子育ても、子供をもうけて子育てもしたいというのが、この若年層の夫婦の姿なんじゃないかなと思ってます。まあ、正直言って、3年後または5年後といったところを見通して入居するっていうのは、まあ、ちょっとハードルが高かったのかなというふうに実感として感じるところです。なので、入居要件の見直しをする予定はないということでしたので、一旦、ここです、3年じゃなくて5年ですよっていうキャンペーンをですね、是非やってみていただいて、その結果どうだったか。これまた検証してみたいかかでしょうか。ちょっと誤解があるように思います。この3年か5年かという部分に関して言うと。なので、5年あれば、じゃあ、前向きに検討しようかなという若い人達も、もしかしたらいるかもしれません。ただ、やはりこれはですね、入居要件はやはり明確にある必要はあると思ってます。いつまでも住んでいて良いと思いませんし、やはり基本はですね、自分で住まいを確定して行って、そしてそこで、広い、広いといいますか、住宅が、集合住宅はどうしてもね、面積に限りがありますけれども、自分で家をみつけて、好きな、十分な空間で子育てしてほしいというのが理念にあると思いますので、入居年数に関してはまた、まず5年とだけいただければなというところです。

ちょっと住宅の話題で、あれですけども、ちょっと沖下住宅のことを、ちょっと、現状どうなのか、ちょっと伺いたいと思います。平成29年にですね、築40年を超えた公営住宅は公営住宅法の対象外になるということで、沖下住宅は入居要件を緩和されたということですが、現在の入居要件はどのようになっていますでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） 沖下住宅の質問でございますが、沖下住宅につきましては今ほど、目黒道人議員おっしゃったとおりに、これまでの公営住宅法の縛りを外しての住宅というように位置づけをしてございます。沖下住宅の1号棟及び2号棟、計10戸に限ってでございますが、その縛り、公営住宅法の縛りを外しての住宅として位置づけしてございます。

○議長（齋藤邦夫君） 4番、目黒道人君。

○4番（目黒道人君） ちなみに、入居年数の要件というのは設定されてましたか。

○議長（齋藤邦夫君） 町民生活課長。

○町民生活課長（渡部高博君） 要件はございません。

○議長（齋藤邦夫君） 4番、目黒道人君。

○4番（目黒道人君） わかりました。そうですね。わかりました。

ちょっと、沖下住宅に関してはですね、やっぱり40年を超えてますので、40年、いや、もっとですね、50年ぐらいは。なにしろ僕が、小学校上がるまで沖下住宅住んでましたから、僕47になりますから、50年ぐらいですかね。経っているということですね。とにかく古いんです。沖下住宅というのは。そして狭いですね。今、子育てされている世帯も入居されていますが、まあ、やはり、皆さん、大変です。どうしても子育てに向かないと、素直に、ストレートにぶつけてこられる方もいらっしゃいます。そうだろうと思います。僕もですね、子供の頃住んでましたから、その辺よくわかります。僕の娘が生まれたときに、歩くようになってですね、階段を上り下りするようになると、僕はハラハラして見ているんですよ。転げ落ちるんじゃないかと思って。ところが彼女はですね、非常に運動神経が良いのか、全然転ばないです。さすがうちの奥さんは国体選手だなど。ボートですね。だから、スポーツはすごいできるのかなと期待しているんですけども、うちの母ちゃんに言ったらですね、いや、単に沖下住宅は階段が急だったからだ。僕は沖下住宅でよく転げ落ちてました。やっぱり階段が急なんで、子供が2階に上がったりすると、なかなかこう、すごくね、心配だそうです。そういった意味で、沖下住宅ではですね、やはり子育て世帯の人はなかなか入れないのかなと見てます。ただ、先ほども言いましたように、どうしても若い世帯はですね、収入面が不安定だったりしますから、そういった中でも住める住宅としては、まあ、やっぱり必要なかなっては思いますけれども、ただやっぱり、古いのと、狭いのと、設備も勿論古いです。この辺はですね、ちょっと今後、考えていただけないかなと思いますが、町長、いかがでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 住宅に関しましては、従来、公営住宅法で基づくものにつきましては、所得制限等、いろんな規制があるということと、そういった中でいろんな住宅を今、整備、改めて実施しているところなんです。沖下住宅につきましては、23年災害の後、相当の手入れをしているということがありまして、今あの、たしかに年数的には非常に経っている

ことは承知しております。それで、あの場所につきましては、設置場所としては、被害区域でありますので、いずれ、それでないところの位置、整備等については進めていかなければならないというふうに考えております。

○議長（齋藤邦夫君） 4番、目黒道人君。

○4番（目黒道人君） わかりました。良い答弁が聞けたかなと思います。今後、整備を進めるということですので、是非、被害区域でないところに求められたらいいなと思います。是非前向きに、この件もご検討ください。

続いて、4番目の男女のカップリング事業ということで僕聞きましたが、そもそもですね、僕の聞き方もまずいなと、このカップリングという言い方がちょっと、直接的であり良くないのかなという、この答弁の中でですね、青年交流事業というぐらいに包んで言ったほうがいいのかというのは僕も思ったところなんです。それであの、ここでちょっと伺いたいのは、昨年11月に、1回目の青年交流事業が、という名前での1回目ということだと思うんですが、ありました。この中で、男女比、女性の参加割合はどのぐらいだったのでしょうか。伺います。

○議長（齋藤邦夫君） 振興センター長。

○振興センター長（梁取洋一君） お答えいたします。男性が29名、女性が3名でした。

○議長（齋藤邦夫君） 4番、目黒道人君。

○4番（目黒道人君） ここですね、ここです。女性の参加率が非常に低いんですよ。これはもう、ずっと前から、その傾向にあると感じています。僕も商工青年部時代にはですね、いろいろこの事業で企画しましたがけれども、なかなか、町内の女性が参加される場合は非常に少ないです。特に、これまで主に、この青年交流事業といいますか、こういった、いわゆる婚活事業というのは、どちらかという、お嫁さんに来てもらいたいというですね、そういったバイアスと、あえてバイアスと言いますが、男性目線の開催のあり方があったように感じています。で、やはりそうすると、男性参加者は町内の独身男性。女性参加者は町外から募集してイベントをやってきました。昨年のこの青年交流事業は、町内の男女ということで募集されてますけれども、なんとなく、これまでの経過がありますので、女性が参加しにくいんじゃないのかなというのは感じるところです。で、ここで一つ提案したいのはですね、お婿さんに来てもらう。この視点をですね、今後、取り入れてはどうでしょうか。やはり、町内のいろんなご家庭見てましても、お子さんがですね、女性ばかりのお家もありま

す。で、そういうところは、やはりその、後継ぎ問題というかですね、後継ぎの形についても、ちょっとまあ、古いのかなと僕も思いますけれども、お嫁にいくしかないというふうに考えているお家は多いんじゃないかなって思います。そこに対してですね、この婿取りってというのはですね、僕は良いなと思っているんですよ。お嫁さんはですね、なにしろ大事にされます。そして、その地域にとって、男手が増える。これはですね、その家だけのメリットではないです。地域のメリット。今、いろんな集落で普請がありますが、なかなか、人手不足だというふうに聞きます。こうしたところに、地域に男手が増えるというのが、この婿取りってという視点のメリットだと思っています。まあ、こうしたところですね、があるとですね、この開催のあり方についても、もうちょっとこう、展望が見えてくるのかなと思います。そしてなによりですね、只見の女性はですね、かわいい人多いです。結構ね、ほかからお嫁さんで来られている方もやはりいらっしゃいますし、そういった視点、是非、今後、青年交流事業、是非、女性の参加率を上げてはどうかと思いますが、町長、お嫁さん、いかがですか。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 青年交流事業につきましては、昔から非常に苦勞しながら開催してきた中がございます。それである、たしかにお嫁さん探しということも非常に良いアイデアだと思います。担当としては、この事業については本当に苦勞しているということをご理解いただいているかと思ひまして、その点はありがたいと思いますが、是非あの、ただ今、ご提案がありましたお嫁さん探し、私もその一人ではありますが、そういったことも視野に入れながら、女性の参加者が一人でも多くなるような形の計画を実施していくように考えていきますので、よろしくご協力をお願いしたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 4番、目黒道人君。

○4番（目黒道人君） 今、答弁にありましたように、本当、この事業はですね、仕掛けるほうとしては本当、苦勞されているのはわかります。それなんで、本当、是非この工夫をですね、まあ勿論、工夫してないわけではないですが、答弁にも手法を工夫して実施したいとあります。で、一つ提案なんですけども、こういうことやる時に、なんかこう、そのゴールを、男女の交流という部分がゴールになるとなかなか難しいのかなってちょっと考えるんですね。最近こう、僕が心掛けているのは、一つの課題をもう一つの課題が解決するという、こういった考え方で組み合わせを考えるとこです。例えば、なんか地域の課題がある。そ

れをですね、地域の若者でなんとか解決しよう。これはですね、1回で終わらないんで、二度、三度、この事業はやるんですけれども、そういった中で打ち合わせしたり、実際に作業をしたりとか、そういった中で議論も生まれますし、そうした時に、人となりがわかってきて、じゃあちょっと、お疲れ様って言って飲みに行ったりとか、そういった繋がりから、やがては1組、男女のカップルができるっていう、こういったことがあるんじゃないかなって思ってるわけなんです。例えばですね、イベントなんかは、わりとそういった要素もあるんだと思うんですけれども、かつては公民館事業で、盆踊りだったり、祭り、お囃子をやったり、そういったことはありましたね。昔はね。今なかなか、そういったことがちょっとできにくいついていうのはあるんですが、今なら今なりのやり方が何等かあるんじゃないかなと、そういうふうに考えてます。実際、僕も運営に関わってます音楽イベントが南会津町でありまして、これもですね、別に男女仲良くなろうっていうテーマではないんですね。野外音楽イベントやろう。それを制作しようということで一年かけてボランティアの有志が集まって、ああでもない、こうでもない、イベント制作にあたるんですけれども、やっぱりそういった中でですね、付き合う男女が出てきて、結婚している。昨日、ちょっと数えてみたらですね、10年の間で6組、結婚に至りました。実は我が家もその1件なんですけれども、まあ、こういった感じですね、何等か一緒にやるっていう、共同で何かやる。そんな中でお互いに仲良くなって、くっついていくというような手段が考えられるんじゃないかなと思いますので、こういった形でちょっと検討していただきたいなと思います。

それで、ちょっと核心に触れた話をちょっとしたいなと思うんですけれども、ちょっと皆さん、驚かないでください。このUターン、特に若年層のUターン、なかなか進まないというのはですね、特に、これはあるケースを限定しますが、例えばですね、結婚して、そろそろ只見に帰ろうかなと考える人がいたとしてですけども、こうしたときに問題になるのはですね、息子は帰りたいんですよ。こういう時っていうのは。ただ、奥さんがついてこないですね、嫌よと。コンビニもないのに。こういう只見にですね、雪も降るし。で、そういう裏にはですね、これ、やはり、住宅問題なんじゃないかなって僕は思います。息子はわりと鈍感でしてですね、自分ちに帰るんだから、良いんじゃないかと、一緒についてきてくれよと。部屋もあるし、家もでかいんだから、住めるよ。大丈夫だよ。というんですけど、実はそこではないんです。やはりここにあるのはですね、やはり嫁姑問題が、これはね、あるんです。皆さん、もう認めましょうよ。これは。渡る世間は鬼ばかり。人気ドラマです。国民の多く

の共感を得ているわけです。これはですね、普遍的にずっとあること。そして、三世帯同居。小学校の頃だったか、中学生だったか、社会科の教科書にこう書いてありました。近年では、核家族化が進行している。この表現は核家族化が悪いことであるかのように書かれているなと受け取りました。僕はね。なので、一緒に住むことが美しい日本の家庭、となんとなく刷り込まれているような気がします。でも、実際、女の人が二人いる家の、同じ一つ屋根の下に、女の人が二人いるっていうのは、なかなか大変ですよ。僕が言う話でもないんですけども。まあ、そこで提案したいのは、やはり住宅問題がこれを解決するんじゃないのかなと、やっぱり考えます。若夫婦は車庫の2階。これも只見の一つの形。只見じゃなくてもそうかもしれない。やっぱり車庫の2階改造して、そこに若夫婦住んでるわけです。そうじゃなくて、町が若い夫婦に住宅を提供して、そして、ここがポイントだと思うのは、やはりこういう住宅が各集落に適切な戸数が設けられること。そうすると、親世帯との近居というのができます。近くに親が住んでるわけですね。もう、歩いてすぐのところ。そうすると、例えば今回、まさに、新型コロナウイルス、学校が休み、親は仕事。こうしたときに、爺ちゃん・婆ちゃんは力になってくれますよ。こういったことは都会ではなかなか叶いません。只見だからこそできる課題解決の方法だと思います。勿論、今回、ウイルス騒ぎばかりではないです。いろんな場面で爺ちゃん・婆ちゃんは力になってくれます。こういったことをですね、是非、ライフステージに合わせて、独身から、夫婦二人、子供が生まれ、こういった流れを踏まえた住宅政策を是非考えていただきたいなと思います。僕はこういった考え持ってますが、町長、いかがでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） こういった住宅政策については昔から課題があります。たしかに、若い人達が出るということは一つの核家族化が進みまして、そこで新しい住宅を建てた場合は古い住宅が空き家になるという、そういった流れが何度となく進んできたところもあります。そういった中で、従来進めてます定住住宅のような期限を設けたので、また元の実家のほうに返っていただくということがあれば非常に良いんですが、現実的には古い住宅というのはやはり生活するうえでは近代的な生活の中では非常に、農業とか、そういったものがない限りは不便なところも出てまいります。そういったところで非常に住宅政策は難しいというところがありまして、今も空き家が増える中をIターン・Uターンの方に、そういった方を利用していただくことを進めております。しかしあの、非常に、なかなか進まないということ

も、そういった核家族化的なところが一つあると思います。そしてあと、町外から新たに入ってきていただくことを対象にした目的であれば、空き家そのものも問題ないと思うんですが、ただあの、その辺の住宅対策につきましては、慎重にある程度やっていく必要があると思いますが、慎重の反面、逆に早急にやっていかなきゃならない分もありますので、その各集落にということよりは、ある程度、地域の中心にそういったものを整理しながら対応していくという考え方を持って、将来的には取り組んでいきたいというふうに私は考えております。言われる住宅対策については非常に内容的には理解をいたしますので、そういったことも考慮しながら、今後取り組んでいきたいというふうに思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 4番、目黒道人君。

○4番（目黒道人君） ちょっと僕は、今回、質問、ちょっとおもいきった内容に踏み込んでみましたが、やはりこれは僕自身も自戒を込めて、やはりこういった世の流れです。お嫁さんが苦勞する時代ではもはやありません。やはり男女平等といいますか、あり方、家族の、夫婦のあり方、新しい局面をみんなで考える時代になってきたんじゃないかなと実感しています。これ、是非、町としても前向きな課題解決をお願いしたいなと思います。

最後の5番と6番です。これはですね、今回、僕の一番の提案です。5番は実績ないというのはわかりました。なんとなく、それは想定してました。それで、何故こういうことになったかというとはですね、やっぱりこう、出産に関してはですね、今、世の中、豊かになっているし、情報もどんどん共有されている中で、あえて助産院で産みたいという方もやはり一定数いらっしゃるというのはですね、これ実際の事です。それに対して、まだまだ助産院が少ないといったこともあります。

それで、ちょっと、資料をですね、配付お願いしたいんですが。

○議長（齋藤邦夫君） はい、許可します。

〔資料配付〕

○4番（目黒道人君） ちょっと今配ってもらっているのはですね、ナース専科っていう看護師さんの、いわゆる就職のサイトにあった記事です。実はこの提案をするにあたって、僕はそれなりにちょっと時間をかけてリサーチしてきてまして、中でもこのサイトに書かれている、この特集記事が非常にわかりやすいなと思ったのでコピーして持ってきました。ここでですね、僕もちょっと驚きの真実、今の時代の流れがわかったのは、この2枚目の紙ちょっとご覧に

なっていたきたいんですけれども、助産師って全国で何人いるのっていう記事があります。この中でですね、2行目に、前年の3万3,956人から3万5,770人にまで増加しました。今ですね、助産師さんは実は増えているっていう、これ事実としてあります。そしてまだまだ増える予感なんて、こう書いてますね。それから次、25歳から29歳、何歳ぐらいの人が多いか。これ、意外と若い人多いんですよ。答弁にもありましたが、昭和56年、母子センターが廃止された時にはですね、助産婦が高齢化しているため施設を利用している人が年々減少している。これがかつてあった母子センターがなくなった理由として書かれています。ですが、現実、今どうかっていうと、まったく状況は違うということ。これをですね、ちょっと皆さんには踏まえていただきたいなと思ってます。そしてですね、つまり、これ、何を言いたいかというとはですね、やはりその、町の、これ一つの姿勢ですね。町として、人を産んでもらう、子供が産み育てられる、育てられるということに関しては様々、政策が今あって、育てることができます。産むということになると、今やっぱり、若松に行かないと産めなかつたりということがあります。ここでですね、只見でこの助産院を設けるということとは、地域にとって、それから広い社会に対して、これが町の姿勢を示すことになると思います。小さな町ですが、できることをやろう。昨日は基金残高の話もありましたけれども、役場も勿論ですが、こういった事業に、きちんと計画して、お金をかけていく。配った最後の一枚に、4枚目、左方に1分で感動と書いてある。これあの、ツイッターの記事をまとめたものですので、実際どうなのか、本当のところは僕はちょっと確認できないんですけれども、カナダは助産師さんの給料が、なんと月収90万円だそうです。それ以外にも手厚い福利厚生がある。これぐらい、助産師っていうのは非常にこう、社会的にもステータスある仕事だというふうにされているわけなんです。こういったこと、この只見町でもできないでしょうか。やっぱりこう、人が生まれて、UターンやIターンもいいですが、これは人の移動にすぎません。やっぱり人が生まれて、人が増える。これがやっぱり基本だと思います。そういったところで、この助産院を造る。これをですね、是非、考えていただきたいなと思います。そして、冒頭言いました、町長、今のところ開設の考えはないということですが、今現実、助産師さんはいっぱいらっしゃるわけなんです。ただ、助産院はまだまだ少ない。特にこういったへき地においては。ここで、只見で助産院造って、只見、産めますよ。勿論、町民ばかりじゃないです。ほかから産みに来る人もいます。でも、町の姿勢として、どこに住まわれてもいいじゃないですか。人が生まれるんだから。そういう姿勢を町内外に

示す。これができるのは我々小さな自治体だからできることではないかなって僕は考えます。

僕の好きな話で、ハチドリの話があるんですけども、ハチドリって、こんなちっちゃい鳥なんですけれどもね、ある森が火事になりました。でも、いろんな動物が森から逃げ出すのに、ハチはそこを行ったり来たり飛び回ってます。で、ある動物が、熊さんがですね、ハチドリさんに何してんのって聞くわけですよ。そうするとハチドリは川に行って、わずかなくちばしに水を含んで、森の火燃えているところにかけてに行っているんですよ。何してんの、そんなことやったって火は消えないよと言うと、ハチドリはこう答えるんです。私は私ができることをやってるだけです。小さな自治体だけど、できることはあるということはこのエピソードは言っているんだと思います

ちょっと、ちょっと時間もなくなりましたが、町長、これを聞いてですね、ちょっと前向きになってくれたらいいなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 助産院につきまして、過去の、只見町にございました母子健康センターの経過を、私も子供3人いますが、上の二人は母子健康センターでお世話になりまして、末っ子は若松の病院ということで、当時、その、万が一の場合の不安が親には非常にありました。それで、近くに医療施設があるか・ないかで違ってきます。それと当時は産婆さんという言い方をさせていただきますが、非常にお世話になり、いろんな形でご指導いただいたり、面倒見ていただいたということ。そのことはよく私もわかります。ただ、親として一番不安なのは、万が一の時、すぐにの対応というものがやはり当時もありました。で、当時は若松行くにも相当な時間もかかりましたが、現在はある程度、30分以上は短縮なり、当時は南会津町のほうにも助産師、小児科的なものがありましたので、そういったところのほうに行くという時代ではありました。ただ、現在、只見町にそういった施設を改めてということになると、そういった環境が本当に整っているかどうかということ、やはり行政としてはしっかり見極めていく必要があるというふうに思いますので、こういったことにつきまして、今、診療所が非常に不安定な状態であります。で、そういった中で先生方とは、こういった提案があるが、いかがでしょうかというお話を、専門的な方のお話も聞きながら、将来的にはその内容等について研究をしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 4番、目黒道人君。

○4番（目黒道人君） 残りわずかとなりましたが、新潟県央病院の計画もありますので、どうなるかわかりませんが、そういったことも是非、検討ください。

そして最後、昨日、キャッチフレーズの話がありました。僕も昨日、今日考えてきました。町長、どちらか選んでください。二つです。産声が響く只見町。念仏が響く只見町。どっちがいいですか。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 産声のほうでございます。

○4番（目黒道人君） 終わります。

○議長（齋藤邦夫君） 質問時間60分になりました。

これで、4番、目黒道人君の一般質問は終了いたしました。

以上で、一般質問は全て終了いたしました。

ここで、10分間ほど休議いたします。

休憩 午後2時01分

再開 午後2時11分

○議長（齋藤邦夫君） それでは、会議を再開いたします。

◇◇◇◇◇      ◇◇◇◇◇      ◇◇◇◇◇

◎議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第2、議案第3号 只見町附属機関条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（新國元久君） ご説明の前に、資料の配付及び今の議案審議で多大な資料、お配りをさせていただくことになると思いますので、綴り用のファイルを配らせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） はい、どうぞ。許可します。

〔資料配付〕

○総務課長（新國元久君） それでは、議案第3号 只見町附属機関条例、ご説明を申し上げます。

今回の条例でありますけれども、会計年度任用職員、12月にご議決をいただきました。その条例と同様でありまして、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の運用に関する関連する今回の条例提案でございます。

今お配りをいたしました資料、右方に議案第3号資料とある資料をご覧をいただきたいと思っております。まずあの、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の運用について、総務省からの通知でございます。これの抜粋であります。第2としまして、臨時・非常勤職員全体の任用根拠の明確化・適正化を図れということでございます。個々具体の職の設定にあたっては、就けようとする職の職務の内容、勤務形態等に応じ、任期の定めのない常勤職員、任期付職員、臨時・非常勤職員のいずれが適当かを検討すべきである。そのうえで臨時・非常勤の職として設定する場合には、当該職員の服務、勤務条件等が任用根拠に従って法令等で定められることに鑑み、以下の区分ごとに任用根拠の趣旨に基づいて行うものとし、且つ、いずれの任用根拠に位置付けるかを明確にすることという通知がございます。(1)(2)(3)というふうでございます。一つは会計年度任用職員。これは12月に議決をいただきまして、ただ今、募集をして、任用に向けて進んでございます。臨時的任用の職員。これは残りますけれども、今現在、只見町では任用の予定はないということになってございます。(3)が特別職非常勤職員。これが今回お願いをするものということになります。下にございます。特に、というふうでございます。従来の特別職非常勤職員及び臨時的任用職員については、対象となるものの要件が厳格化されたことから、様々な扱いが自治体間であって、若干の齟齬が出ているということで国が一本化をしてきたということが今回の概要でありますので、このことでもあります。厳格化されたことから会計年度任用職員制度への必要な移行を進めることにより、臨時・非常勤職員全体として任用根拠の適正化を図るべきであるということでございます。下に地方自治法がございますが、これは後程お話を申し上げます。

裏面をご覧をいただきたいと思っております。私どもが今回の条例制定の作業をさせていただくにあたっての資料を準備させていただきました。まずは前提知識として、特別職の種類。その後ろに地公法第3条ってある前に、字が薄れて、すみません、見えないんですけど、ここ、新というふうに入ってます。令和2年4月1日施行の新地公法第3条ということになります。

第3条の3項に基づくものが非常勤職員ということになりますが、そのうちの非常勤職員、第1号から第6号まで、ざっくり申し上げますと第1号 地方公共団体の議会の議員の方々、地方公共団体の長、只見で申しますと町長。あとは選管の委員、監査委員等々がございます。第2号に定めるものはこういうものだというので6号まで記載があります。

その下の部分をご覧いただきたいと思います。非常勤職員の分類と整理ということであり、ます。今ほどの字で書いてあったものを表にしたものでございます。執行機関である委員、委員会の構成。これは地公法第3条3項第1号、一番上でいいます第1号。ここに該当する特別職の非常勤職員だということであり、ます。その下であります。執行機関の附属機関である委員及び委員会の構成員。これがカッコ書きであります、地方自治法第138条の4第3項により法令または条例に根拠が必要ということになってまいります。これが今回の条例制定の必要の根拠でございます。その下、非常勤の消防団員、水防団。これについては地公法の第3条第3項第5号の定め。その下、投票管理者等々については同じく3条3項第3号の2の定め。そして、下にいきますと常勤以外の職ということで区分をしまして、第3号の特別職非常勤職員の区分に該当するかということになりますと第3号に該当する職員ということで臨時または非常勤の顧問、参与、調査員等々がございます。その下であります。会計年度任用職員。ここに出てまいりました。これはすでに今現在、条例化をいただいて進んでおります。そして一番下、今回のどれにも当てはまらないものは私人として、勤務あるいはお願いをする形態としましては業務委託や有償ボランティアが想定されるということになります。

それで、今回、表面に戻っていただきたいと思います。地方自治法であります。第138条の4であります。第3項、三つ目をご覧をいただきたいと思います。普通地方公共団体は法律または条例の定めるところにより執行機関の附属機関として様々な機関を置くことができるというふうになってございます。これが今回、この附属機関条例をお願いするものになってございます。

議案第3号の条例案をご覧をいただきたいと思います。ずっと文言がありますと、下のほうに別表、第2条関係ということで別表があります。このページには財産区管理会。その下には只見町青少年問題協議会というものがございます。これにつきましては今現在既に町の条例で条例化をされております。しかしながら、その条文の中に、今回、条例をお願いしております趣旨の第1条にございます2行目に、地方自治法第138条の4第3項に基づきと

ということで、記載が今現在なされておられません。ですので、町の持つておりますこういう条例で定めております機関全てに地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく機関として設置するというものを全ての条例に本来であれば一つずつ改正をして入れなければなりません。しかしながら、今ご覧いただいたように1ページ目に二つ。2ページ目にも現在、要綱、規則のものもありますけれども、非常に多くの条例がありますので、今回、この一括した条例で整理をさせていただいて、町の付属機関としてこの名称にあります管理会であるとか協議会、2ページ目からの協議会・会議等々を定めさせていただくというものであります。本来でありますと、繰り返しになりますが、条例1件1件に地方自治法第138条の4第3項に基づく付属機関だという文言を記載しなければいけないんでありますけれども、こういった手法によってその定めを行わさせていただきたいというための今回の条例設置でございます。よろしくお願いをいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） 今配付された資料についてお伺いしますが、2月に募集があった、任期の定めのない常勤職員。おしらせばんで見た、勘違いかもしれませんが、そういうふうに出ておりましたが、この任期の定めのない職員、常勤職員というのは、いわゆるここに配付された地方公務員法でいうと、どれに該当するんでしょうか。どれに該当するか、またあの、これは改正されても、この名称そのまま、この（聴き取り不能）そのままが残って、4月1日以降、継続するんでありましようか。2点です。

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） 2月に募集をしました任期の定めのない職員は、（聴き取り不能）ではありませんで一般職でありますので、ここの中には該当しないということになります。余談になりますが、ここに該当するのは会計年度任用職員の方々はここの表の会計年度任用職員ということに入ってきますけれども、2月に募集した任期の定めのない方はここの表には入らないというふうに理解をさせていただきます。

あと2点目の名称についてですけれども、今回、名称はこのままですので、こういった、例えば朝日財産区の関係の条例ございます。今現在ですと、朝日財産区管理会条例がございます。これは変わりません。変わりませんが、朝日財産区管理会条例の第1条といたしますか、趣旨のところ、本来でありますと地方自治法第138条の4第3項に基づく付属機関だと

いう既定を入れるということだけですので、それを今回、全部の条例を一括で今回の条例でさせていただきたいということでもありますので、元々の条例の名称が変わるといったことはございません。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） とすると、今度の改正法、改正される地方公務員法の、これ資料ですから、今後、我々が認識すべき内容がここに書いてあるということでもあります。で、その裏面の非常勤職員の分類と整理ということではありますが、ここでいう、その、いわゆる私人、業務委託、有償ボランティア。これについては地方公務員に任命する必要があるかという問いに対して、ノーと書いてありますから、いわゆる、今その個人委託ができるようになっておりますので、その個人委託をする者については、特に公務員という資格を持たなくても、いわゆる個人委託という資格で、その業務について契約を基に結べば、それで契約料で精算されるという内容だと思いますが、当たり前の話を聞いて申し訳ありませんが、それ、お伺いします。

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） 非常勤職員として分類されないということでもありますので、報酬等々ではないということになります。私人と業務委託する、あるいは有償ボランティアで何等かの対価を支払いながらボランティアをしていただくということでもありますので、業務委託はあるという形で考えてございます。

○議長（齋藤邦夫君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ありません。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第3号 只見町附属機関条例は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、日程第3、議案第4号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（新國元久君） 資料の配付を許可いただきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） はい、許可いたします。

〔資料配付〕

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） 議案第4号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、ご説明を申し上げます。

これに関しましても、議案第3号同様に、地方公務員法、地方自治法の一部改正によるものでございます。先ほど議案第3号でご説明を申し上げました非常勤職員の分類と整理で、こういったものを厳格化してちゃんと整理しなさいよという通達がございまして、それによる再度確認等々行させていただきました。

今ほどの議案第3号の資料の裏面の下の表であります。いわゆる非常勤特別職員は、地公法第3条3項第1号から四角でいいますと、五つ目の、右側の四角でいいますと五つ目の地公法第3条3項3号の職員までが該当するということでありまして。これを現在の只見町の非常勤特別職の表でございます。冒頭申し上げましたように精査をさせていただきました。そのうち、いわゆる会計年度任用職員に移行したものあるいは私人に移行すべきもの等々を整理をさせて、今回、別表の全面改正をしたものでございます。

今お配りをしました資料をご覧いただきたいと思います。まず1ページ目。これは従前と

同様に非常勤特別職で整理をさせていただきたいということで特段の変化はございません。  
2 ページ目にまいりまして、左が改正後、右が改正前でありまして、改正前ご覧をいただきたいと思います。上から二つ目、公民館館長が今回、これはあの、非常勤特別職では相応しくないという判断に、特別職に該当しないということになりまして削除。そしてその一つ下の社会教育指導員。これについても同様。もう一つ飛ばして公民館部長についても同様といったようなことで、この非常勤特別職の分類と整理。この表に従いまして、どれに該当するかということを見直しまして、今回、こういったことで、一部、今申し上げました公民館長、社会教育指導員、公民館部長等々、あるいは会計年度任用職員に移行したものと、7 ページをご覧いただきたいと思います。7 ページの中段に、スクールソーシャルワーカーがございます。これはあの、会計年度任用職員に該当するため、今回、この表から除いたということになります。そういった見直し、整理を行わせていただいたうえでの今回、条例提案であります。よろしく願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第 4 号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 4 号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第5号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第4、議案第5号 只見町連絡員の報酬及び費用弁償に関する条例を廃止する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

地域創生課長。

○地域創生課長（星 一君） 議案第5号 只見町連絡員の報酬及び費用弁償に関する条例を廃止する条例についてご説明を申し上げます。

こちらの条例につきましては、先ほどからお話があるとおり、地公法改正による要綱の厳格化によりまして廃止をされるという内容でございます。具体的には連絡員につきましては、先ほどの議案第3号資料の裏面の一番下の私人に該当するという形になります。ということで、今回、廃止をお願いするということになるわけでございますけれども、4月以降につきましては、今までの手法同様、区長推薦による個人委託で現行の業務をお願いするという形で進めてまいりたいというふうに考えております。よろしく願いをいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

10番、山岸国夫君。

○10番（山岸国夫君） そうしますと、これとの関係で、只見町連絡員規則というのがあるんですが、これの扱いはどんなふうになるんでしょう。

○議長（齋藤邦夫君） 地域創生課長。

○地域創生課長（星 一君） 今回の廃止条例に伴いまして、連絡員規則の一部改正をして、現行のスタイルに整えるという形になります。

○議長（齋藤邦夫君） 10番、山岸国夫君。

○10番（山岸国夫君） そうすると、これ、規則になるんで、議会にはかけないで内部で改正するという扱いですか。

○議長（齋藤邦夫君） 地域創生課長。

○地域創生課長（星 一君） 規則という形になりますので、そういうことになります。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） あんまりいっぺえの改正で、俺もよくわかんねえで聞きますが、今、

連絡員の話が出ましたが、連絡員については従来ですと、町から連絡員に対して補助だと思  
いますが、出ておりました。おりましたとっております。今度、区が連絡員、任命する  
ということになりますと、その補助の出し方が変わると思うんですが、そもそも、私が質問、  
根底からないのか。あるいは今喋っていることがおわかりになるかどうか。おわかりになっ  
たという上で質問いたします。

○議長（齋藤邦夫君） 地域創生課長。

○地域創生課長（星 一君） 今まであの、連絡員の報酬及び費用弁償によって町が連絡員  
の方に対して報酬及び費用弁償をお支払いをしていたということになります。今回の廃止にな  
りまして、町と区長の推薦をされる、今度、新たな連絡員の方と、町とその方、連絡員の方  
との個人委託によって今までと同様の対価といたしますか、形で契約を結んで業務をお願いす  
るという形になります。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） そうしますと、その、今まで同じことになる、結果して同じことにな  
るということですが、その経過において、個人委託となれば甲が町、乙が連絡員という関係  
でしょうが、そこに区というのはどういう関係で入るのでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 地域創生課長。

○地域創生課長（星 一君） 契約の中では特段入ってはきませんが、現状といたしますか、今  
までの手法を踏襲するといたしますか、そういうような形で、今回、こういうふうな、内容的  
には改正になりますが、従来の形態で選定をさせていただいて、個人委託契約を締結して、  
今までどおりの手法で進めていくというようなことでございます。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） 趣旨、わかりました。ただあの、すっきりしないなと思うのは、個人  
委託ですから、甲乙の関係で、そこで合意すれば、対等な関係で成立する関係ですが、区が  
間に介在して、大変、潤滑よく結果を得られるというのは悪いことではないんですが、甲乙  
の間に、その直接関係のない、いわゆるオブザーバーのような形で何らかの表記が、今回、  
何らかの書類に残るのでしょうか。区。区というのが。町と連絡員の方の個人委託の間の関  
係に、オブザーバーとか何らかの形で区が関与するような文言が残るのでしょうか。お伺い  
します。

○議長（齋藤邦夫君） 地域創生課長。

○地域創生課長（星 一君） 契約の内容の中には残りません。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

10番、山岸国夫君。

○10番（山岸国夫君） 1番議員の、その質問の関係で、これが削除されると、結局、町と個人の契約ということになって、その町と個人との契約を執行するにあたってのこれ、規則というのは、どこで、どういうふうになるんでしょう。町が公金支出するわけですね。で、その場合の規定がなんか必要だと思うんですが、その既定の根拠というのはこれからはこの条例には出てこないんで、何をもってその根拠とするのかをお願いします。言ってる意味、わかりますか。

○議長（齋藤邦夫君） 地域創生課長。

○地域創生課長（星 一君） 先ほどもお話申し上げましたとおり、連絡員規則で定めて、委託契約の契約の中で定めてまいります。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第5号 只見町連絡員の報酬及び費用弁償に関する条例を廃止する条例は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第6号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第5、議案第6号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（新國元久君） 議案第6号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例、ご説明を申し上げます。

これにつきましても、地方公務員法の改正に伴いますものでございます。今回の地方公務員法の改正で地方公務員法中の欠格条項、公務員としての欠格条項から青年被後見人等の規定が削除されました。こういったことから、同法の規定を引用する町の条例。この規定において、改正後の地公法の規定の内容と整合するよう、今回の一部削除をお願いをするものであります。内容は青年被後見人等の部分の削除であります。よろしく願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第6号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第7号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第6、議案第7号 只見町大型機械使用条例を廃止する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） 議案第7号 只見町大型機械使用条例を廃止する条例、ご説明申し上げます。

本条例につきましては、昭和48年当時から平成27年まで町が保有しておりました大型機械、D60の大型キャタピラブルドーザーでございます。これを農業用に、特に春先の苗代除雪等に貸し出しをしていたということで使用料を定めて貸し出しをしたものでございますが、本機械の廃車によりまして本条例を廃止するものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第7号 只見町大型機械使用条例を廃止する条例は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。



◎議案第 8 号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第 7、議案第 8 号 只見町林業構造改善事業費分担金徴収条例を廃止する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） 議案第 8 号 只見町林業構造改善事業費分担金徴収条例を廃止する条例をご説明申し上げます。

本条例でございますが、昭和 41 年に林業構造改善事業、国の事業がございました。これによって、町内の林道の開設またエリア林野近代化事業及び分収林などの造林を促進するために事業を実施してまいりましたが、それに伴う受益者負担の割合を本条例で定めていたものでございますが、林業構造改善事業は平成 6 年に国の廃止に伴いまして、今回、本条例を廃止するものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第 8 号 只見町林業構造改善事業費分担金徴収条例を廃止する条例は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第8、議案第9号 只見振興センター設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（新國元久君） ただ今の議案、第9号 只見振興センター設置条例の一部を改正する条例から、本日の議事日程で申しますと裏ページの日程第31、議案第32号 只見町河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例。この条例までの議案であります。全24の一部改正条例でありますけれども、町長提案理由でご説明のとおり、消費税率増に合わせての使用の減、併せて現在の使用料等の状況を勘案して見直しを行った結果の提案でございます。

資料でありますけれども、一括で配付をさせていただき許可をいただきたいと思っております。

○議長（齋藤邦夫君） はい、許可いたします。

[資料配付]

○議長（齋藤邦夫君） 振興センター長。

○振興センター長（梁取洋一君） 議案第9号 只見振興センター設置条例の一部を改正する条例。

只見振興センター設置条例、平成29年只見町条例第17号の一部を次のように改正する。

別表1を表のように改めるものです。今回の改正にあたっては、朝日振興センターとして使用中の基幹集落センター使用料、明和振興センターとして使用中の只見町公民館使用料も併せて改正をお願いしていることから、相互に面積等も含め比較し、改正案として提出させていただきました。

議案第9号資料のほうをご覧ください。左側に改正後の別表、右側に改正前の別表を掲載しております。基本料につきましては、これまで暖房料の加算請求がありましたが、令和2年度の当初予算で一部お願いしている明和振興センター分の冷房関係も含めまして、冷暖房

設備も各施設に設置されてきており、ほとんどの会議開催時間が概ね2時間ほどであるため、冷暖房料として2時間分を基本料に上乘せさせていただきました。4時間を超えた場合の追加料金につきましては、基本料の4分の1相当の金額を10円単位に切り上げております。夜間加算料につきましては、現在と同額で提案させていただきました。また、各集会室の拡声装置使用料につきましては、どの施設も既に設置済みであり、本来の集会室の使用の目的範囲であることから、これを使用料に含むものとししました。下段に記載の結婚披露宴での使用にあつては、招待人数により区分がありましたが、区分をなくし、現在設定されている料金の中間の金額として1万1,000円としました。

以上、よろしく申し上げます。尚、2月の14日に、只見振興センター運営審議会が開催されまして、そこでも説明をしております。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

10番、反対討論ですか。

○10番（山岸国夫君） 反対討論です。

○議長（齋藤邦夫君） ちょっとお待ちください。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

10番、山岸国夫君。

○10番（山岸国夫君） 委員会の中で詳しい資料も配付され、そして、町民が直接使うは、これは無料となりますが、各種団体でこの振興センター使う場合は有料となっています。で、町民には、直には、町民というのは企業や団体除いての話ですが、影響はないと思われるんですが、しかし、この全体の改正の状況を見ますと、やはり昨年10月に消費税が10パーセントに値上げされて、これが国民生活に多大な影響を与えております。で、日本全体の消費の低迷もあります。こういう中で、全てが消費税10パーセント値上げの下で改定され

ば、様々なやっぱり影響が出ざるを得ないというふうには私の基本的な考えであります。ですから、国においても、野党がそろって消費税をすぐ5パーセントに戻せという取り組みも今進めているところであります。そういう点から消費税改定に伴って値上げしていくというのは私は反対であります。いろいろ、担当者、苦勞されて、これ検討されているのは十分承知の上ですが、消費税絡みですので反対せざるを得ません。

以上、反対理由です。

○議長（齋藤邦夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで討論を終わります。

これから議案第9号 只見町振興センター設置条例の一部を改正する条例を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第9号 只見町振興センター設置条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（齋藤邦夫君） 起立多数です。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第10号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第9、議案第10号 只見町交流促進センター設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

観光商工課長。

○観光商工課長（増田栄助君） それでは、議案第10号 只見町交流促進センター設置条例の一部を改正する条例、ご説明申し上げます。

本条例につきましては、季の郷湯ら里の料金を定めているものでございます。消費税の改

定に伴う所要の改定を行うものでございますが、この条例につきましては別表の欄の下に、備考としまして、消費税は別途徴収するという文言がございました。今回、消費税込みの総額表示で条例も統一をするということから、今回、現状の料金に10パーセントの消費税分を上乗せをして改正をさせていただくということでご提案をさせていただいております。

資料の3ページをご覧くださいと思います。現行料金、左。右側に改正前とございます。改正後に10パーセント上乗せさせていただきまして、宿泊料につきましては1万円を1万1,000円と、入湯料につきましては1,000円を1,100円ということで全て10パーセント上乗せをして改正をさせていただくものでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

10番、山岸国夫君。

○10番（山岸国夫君） 町民の入湯券の扱いは、これ、条例変更ないんで、今までと同じでよろしいんですか。

それと、これまでの条例で、この定め、これが上限だということで、上限を超えない範囲で指定管理者が利用料金は決めることができるという条項もあります。町長の下承を得てということで。そこはじゃあ、変えないという中身でよろしいのかどうか。

それと、これ見ますと、大体、10月1日からの料金と、消費税10パーセントになってますから、ほぼ10月1日と、この条例変わっても料金は変わらないという扱いになると思うんですが、そういう理解でよろしいのかどうか。

それとですね、実際のこの大会議室のゆきつばきの利用料を徴収するところですね。町の施設であって、例えば町の公式行事で、賀詞交歓会とかね、発表会とか、いろんなの、やりますよね。そういうのは払っているのか、払っていないのか。そのお金を指定管理者が、湯ら里が取ってる団体と、取らない団体あるのか。その辺もちょっと今まで振り返ることありましたんで教えてください。

○議長（齋藤邦夫君） 観光商工課長。

○観光商工課長（増田栄助君） 今ほどのお質しの件でございます。入湯料につきましては、現在、町民の方につきましては入湯券をご購入いただくと1回300円ということになってございます。町外の方ですと700円となってございますので、その料金について、現状、変更する予定はございません。

それと、料金につきまして、10月1日と変わってないということでございます。単に総額表示で改正をさせていただいたということでございます。

あと大会議室の使用料につきましてでございますが、全て、ちょっと私、把握しているものではございませんが、役場で講演会等利用される場合には所定の料金を役場のほうからお支払いをしているということで認識してございます。

○議長（齋藤邦夫君） ほかに質疑ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第10号 只見町交流促進センター設置条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

#### ◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第10、議案第11号 只見町多目的活性化広場設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

教育次長。

○教育次長（馬場一義君） 議案第11号 只見町多目的活性化広場設置条例の一部を改正する条例につきましてご説明を申し上げます。

これにつきましても、消費税の見直しに伴いまして使用料金の改正を行うものとなっております。

資料の5ページのほうに改正後、改正前の対比の資料がございますが、これ、ものは亀岡地内の多目的活性化広場でございます。多目的広場、交流広場、それぞれ半日、1日、1時間、1日と区分がございますが、ご覧の金額のように料金の改定を行いたいものであります。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「反対討論」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 反対討論。

それでは、これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

10番、山岸国夫君。

○10番（山岸国夫君） 議案第11号については、先ほど議案第9号で述べた中身と同じで反対とします。

○議長（齋藤邦夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ありません。

これで討論を終わります。

これから議案第11号 只見町多目的活性化広場設置条例の一部を改正する条例を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第11号 只見町多目的活性化広場設置条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

[起立多数]

○議長（齋藤邦夫君） 起立多数です。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第12号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第11、議案第12号 只見町山村・都市子供等ふれあい広場設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

観光商工課長。

○観光商工課長（増田栄助君） 議案第12号 只見町山村・都市子供等ふれあい広場設置条例の一部を改正する条例でございます。

この条例につきましては、湯ら里の前庭等の広場等々を示しているものでございます。これにつきましても、消費税の改定に伴い所要の改定を行わせていただくものでございます。

資料の7ページをご覧くださいと思います。改正前の3,000円・6,000円を、3,100円・6,200円ということで増額をさせていただくものでございます。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

10番、山岸国夫君。

○10番（山岸国夫君） 湯ら里の前庭の芝生のところだと思うんですが、実際、これ、使用料は取って、活用しているのかどうかというのを伺いたいです。例えばね、農家民泊なんかやると、あそこで迎えて、迎える側と来た学生との顔合わせなどもやります。あと冬場だと、ちょっと今年は、ちょっと雪がなくて無理だと思うんですが、スポーツ少年団かな、クロカンの練習をよくやっていますが、そういう人達からも、これ、徴収、取っているのか、取っていないのか。その辺も、回答お願いします。

○議長（齋藤邦夫君） 観光商工課長。

○観光商工課長（増田栄助君） そういった町民の方の利用であったり、そういった部分については徴収はしていないというふうに考えてございます。営利目的等で使用される場合、企

業等が使用される場合には、状況に応じていただいているということでご理解いただきたい  
と思います。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

9番、鈴木好行君。

○9番（鈴木好行君） 単純な算数の問題でお伺いします。前後、11号の時は、元々の使用  
料3,000円だったのが3,300円。6,000円だったのが6,600円。それで、  
12号になると、3,000円だったものが3,100円。6,000円が6,200円。  
こういった算定の基準、消費税、同じ理由ですよね。消費税の値上げによるものという説明  
を受けましたが、元々同じ値段が、同じ消費税の値上げによって、違う値段にされた理由を  
教えていただけますか。

○議長（齋藤邦夫君） 観光商工課長。

○観光商工課長（増田栄助君） この議案第12号につきましては、元々、8パーセントの消  
費税が入っていたものということで、今回2パーセント部分を上乘せをさせていただいたと  
いうことでご理解いただきたいと思います。で、そのほかにつきましては、それぞれ、その  
状況というか、社会情勢等々で実態に合わせた部分もございますので、それはそれぞれの額  
になっているということでご理解いただきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第12号 只見町山村・都市子供等ふれあい広場設置条例の一部を改正する条例は原  
案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第13号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第12、議案第13号 ふるさと館田子倉設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

地域創生課長。

○地域創生課長（星 一君） 議案第13号 ふるさと館田子倉設置条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

こちらにつきましては、前と同様に消費税率等改定により今回見直しをするものでございます。

資料の9ページをご覧をいただきたいと思います。こちらにつきまして、改正前、改正後がございますけれども、加えて町内への高校生、中学生、小学生を無料にするというものでございます。こちら全小中学校がユネスコスクール、さらには只見高校が4月より地域協働推進校になるということで、ESDの実践であったり、郷土愛の育成というような観点から今回無料としたいというものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

10番、山岸国夫君。

○10番（山岸国夫君） 今までは消費税込という理解になるんですけど、なんで8パーセントの時は、これ、消費税入れないで、10パーセントになったら値上げの条例を出すのか。その辺がよく理解できないんで説明をお願いします。

○議長（齋藤邦夫君） 地域創生課長。

○地域創生課長（星 一君） 前回の金額については8パーセント税込ということでの金額ということになっております。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第13号 ふるさと館田子倉設置条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決する  
にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第13、議案第14号 只見町行政財産使用料条例の一部を改正  
する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（新國元久君） 議案第14号 只見町行政財産使用料条例の一部を改正する条例  
であります。

これにつきましては、お配りをしております資料11ページ、ご覧をいただきたいと思  
います。11ページに新旧対照表がございます。左が改正後、右が改正前となっております、  
ずっとご覧いただくと建物の欄。これが従前、1平米につき年額1,000円に1.08を  
乗じていただく、8パーセントの税となっておりました。今回、総額表示ということで1  
0パーセント、1平米につき年額1,100円ということで改定をお願いをするものであり  
ます。その下であります。その下は消費税1月の使用料の額に1.08を乗じて、8パー  
セントでありました。これもあの、左側の改正後であります。1月の使用料の額に1.1を乗  
じてということで10パーセントの税改正ということになります。よろしくお願いいたしま

す。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

10番、山岸国夫君。

○10番（山岸国夫君） これの対象となる町の財産はどういうものなのか。いくつか例を挙げてくださいと思うんですが。

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） 現在、建物でありますと、只見町森林組合にお貸しをしております旧役場庁舎があったところの斜め前の、昔はNTTが入っておって、その後、教育委員会で入ってございましたけれども、ああいったところに、今で言います森林組合にお貸しをしているといったようなものがこの建物の使用料に該当いたしてございます。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

反対討論ですか。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許可いたします。

10番、山岸国夫君。

○10番（山岸国夫君） 議案第14号についても、先ほど議案第9号で述べた内容で反対とします。

○議長（齋藤邦夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで討論を終わります。

これから議案第14号 只見町行政財産使用料条例の一部を改正する条例を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第14号 只見町行政財産使用料条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定する

ことに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（齋藤邦夫君） 起立多数です。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第14、議案第15号 只見町立学校施設、設備使用料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

教育次長。

○教育次長（馬場一義君） 議案第15号 只見町立学校施設、設備使用料徴収条例の一部を改正する条例につきましてご説明を申し上げます。

こちらにも消費税の改定に伴う金額の見直しと全体のバランスを見直しまして、受益者負担の適正化を図るといったようなことで改定を行うものでございます。

資料の13ページのほうにございます。屋内運動場。それから屋外運動場。それぞれ半日、1日、夜間といったような区別でご覧の金額で改定を行いたいと思うものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

10番、山岸国夫君。

○10番（山岸国夫君） 実際に、この使用して徴収している団体というのはどういふのがありますか。

○議長（齋藤邦夫君） 教育次長。

○教育次長（馬場一義君） 町民の方は基本的に減免措置というものがございますので、合宿等で訪れて体育館なり運動場を使用する町外の学校の部活動等が一番多いかと思われまふ。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませぬか。

4番、目黒道人君。

○4番（目黒道人君） ちょっと念のためになりますが、改正前の金額見ますと、これはおそ

らく消費税3パーセントの頃の価格のままなのかなと思ひまして、今回はちょっと大幅ジャンプアップといった印象なんですけれども、これまでの5パーセント、8パーセントに関しての経過はどうだったのか、ちょっと伺います。

○議長（齋藤邦夫君） 教育次長。

○教育次長（馬場一義君） 5パーセント、8パーセントの経過、詳らかに存じ上げておりませんが、その当時の判断として見直しを行わなかったのではないかと推測をしております。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

それでは、これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

10番、山岸国夫君。

○10番（山岸国夫君） 議案15号についても、議案9号と同じ内容で反対します。

○議長（齋藤邦夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ありません。

これで討論を終わります。

これから議案第15号 只見町立学校施設、設備使用料徴収条例の一部を改正する条例を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第15号 只見町立学校施設、設備使用料徴収条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（齋藤邦夫君） 起立多数です。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第15、議案第16号 只見町公民館条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

振興センター長。

○振興センター長（梁取洋一君） 議案第16号 只見町公民館条例の一部を改正する条例。

只見町公民館条例、昭和39年只見町条例第13号の一部を次のように改正する。

別表第2を記載のように改めるものです。本条例は明和振興センターの使用料金に適用するもので、料金の設定にあたっては只見振興センター使用料、朝日振興センターとして使用中の基幹集落センター使用料と併せて検討いたしました。

資料の15ページをご覧ください。右が改正前の表となっております。表に記載の順を1階から2階の順に改めました。右の表内に講義室との記載がありますが、現在は会議室となっているため、これを会議室に改めました。暖房加算料については只見振興センターと同様に冷暖房料として基本料に2時間分を加算しております。4時間を超えた追加料金については基本料の4分の1相当の金額を10円単位に切り上げております。夜間加算料については現在と同額で提案させていただきました。大ホールの拡声装置利用料につきましては、どの施設の既に設置済みであり、本来のホール使用の目的範囲であることから、これを使用料に含むものとししました。下段に記載の結婚披露宴での使用にあつては、招待人数により区分がありました。尚、2月13日に開催されました明和振興センター運営審議会でも説明を行っております。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

10番、山岸国夫君。

○10番（山岸国夫君） この議案についても、先ほど述べた9号議案と同じ中身で反対いたします。

○議長（齋藤邦夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで討論を終わります。

これから議案第16号 只見町公民館条例の一部を改正する条例を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第16号 只見町公民館条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（齋藤邦夫君） 起立多数です。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、日程第16、議案第17号 只見町河井継之助記念館設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

観光商工課長。

○観光商工課長（増田栄助君） 議案第17号 只見町河井継之助記念館設置条例の一部を改正する条例でございます。

配付資料の17ページをご覧くださいと思います。今回、消費税の増に合わせまして、所要の社会情勢等鑑みまして、指定管理者と協議のうえ、料金を50円ずつ上げさせていただくということでございます。この河井記念館につきましても指定管理でございますので、上限額を定めるということで考えてございますので、実際の料金改定につきましては、この

範囲内ということで協議をさせていただく予定でございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

10番、山岸国夫君。

○10番（山岸国夫君） 議案第17号も第9号と同じ内容で反対とします。

○議長（齋藤邦夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで討論を終わります。

○3番（鈴木 征君） （マイクなしで発言 聴き取り不能） …第何号と同じ内容によって反対だという文言は、今までやったことないんだけども、それが議事録にこれ、出るわけですけども、第何号で、と同じ内容で反対だとか、賛成だとかというように議事録はできるわけですか。

○議長（齋藤邦夫君） それは理由を申し上げてもらいます。

これから議案第17号 只見町河井継之助設置条例の一部を改正する条例を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第17号 只見町河井継之助記念館設置条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（齋藤邦夫君） 起立多数です。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。



◎議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第17、議案第18号 只見町営町民広場設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

教育次長。

○教育次長（馬場一義君） 議案第18号 只見町営町民広場設置条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

こちらにつきましても消費税の改定に伴う見直し。それから利用実態に合わせました区分の見直しを行っております。

資料の19ページをご覧いただきたいと思います。運動広場のほうですと、ソフトと陸上、分かれておりましたが、利用実態として、そういったような差がほとんどないということで合わせさせていただいております。それ以外には、つつじヶ丘広場、使用区分、野球となっておりますが、ソフトも実際行われますので、ソフト他といったようなことで実態に合わせて区分と表現の見直しを行っております。金額の改定につきましてはご覧の一覧表のとおりとなっております。よろしく願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番、鈴木好行君。

○9番（鈴木好行君） 町下広場のところに、施設区分、水泳プールとあります。ここ、昨年あたりを見てみると、使用状況はないというか、もう、故障して修理しないと使えないとか、改修しないと使えない状態にあると思いますけれども、これをこうやってまたあの、使用料金で挙げてきたということは、あのプールをもう一回再生して使用させるという意図で挙げてきているのか。その辺のところをお伺いします。

○議長（齋藤邦夫君） 教育次長。

○教育次長（馬場一義君） 旧只見中学校の学校のプールだったところ、町下にございますが、昨シーズンは使用しておりませんでした。おっしゃるとおり老朽化で使用に耐えないというようなことがございまして、その暫定措置としまして黒谷にある只見中学校のプールを暫

定的にお借りをして町民プールとして開放しておりましたので、そちらについて準用してこのような金額を徴収をしておりましたので、今現在の形とは若干異なりますが、緊急的な措置としてこの表には残っておりますけども、今後、施設の使用方法が確定しましたら、それに合わせた見直しを進めてまいりたいと思っております。

○議長（齋藤邦夫君） 鈴木好行君。

○9番（鈴木好行君） それですと、せっかくあの、条例改正されるんですから、この水泳プールに関しては町下広場という表記をしないで、今現在使っているプールの場所に改めたほうが良いのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 教育次長。

○教育次長（馬場一義君） 今あの、暫定的に使用しておりますプールですが、学校施設という位置づけになっておりますので、ここには馴染まないものになってしまいます。しかしながら、実際に使用させていただいておりますが、緊急的な措置ということで一時的なものとして判断をして料金を改定をして、場所については今後、決定次第、見直しをしてまいりたいと思っております。

○議長（齋藤邦夫君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ありません。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

10番、山岸国夫君。

○10番（山岸国夫君） 料金値上げについては、各議案のところでの反対意見で、皆さんに反対意見が縷々長くなると、議案の進行上申し訳ないと思って、同じと、9号と同じというような中身でこの間申し上げてきました。きちっと述べろということなので、9号と同じように消費税は反対であります。そういう点では、今、緊急に下げるという要望も行っております。やっぱり町民、国民に多大な経済的な負担を強いているわけで、日本経済の深刻さも増しております。そういう点から消費税絡みで上げるべきではないと思います。ただ、使用

料の中で、改正前と改正後と見ますと、かなり低く抑えているところもあるんですが、そういう努力は認めたいと思います。しかし、全体としては値上げということなので反対せざるを得ません。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで討論を終わります。

これから議案第18号 只見町営町民広場設置条例の一部を改正する条例を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第18号 只見町営町民広場設置条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（齋藤邦夫君） 起立多数です。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇      ◇◇◇◇◇      ◇◇◇◇◇

#### ◎議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第18、議案第19号 只見町保健福祉センター設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場博美君） 議案第19号 只見町保健福祉センター設置条例の一部を改正する条例について説明を申し上げます。

これにつきましては、保健福祉センターの2階にあります会議室と、1階にあります検診指導室についての改正となっております。

資料のほうの21ページのほうをご覧いただきたいと思います。改正前と改正後というこ

とで記載させていただかせてございますが、基本料金のほうにつきましては冷暖房費も含めて消費税率改正の2パーセント分を反映させていただいて、1,030円を1,300円に改正をさせていただいております。それから、追加料金としまして4時間を超えた場合の追加料金を330円ということで、こちらにも改正をさせていただきたいということでございます。それから、修正前の会議室の下にございます検診指導室でございますが、こちらにつきましましては現在の保健室ということでございまして、そちらの保健室では施設の開放事業としまして、月・水・金についてはすこやか広場ということで未入所児の親子の方に解放させていただいているものでございます。そのほか、乳幼児健診等で使用しているほか、その部屋の中には遊具等も配置しておりますので、貸付には向かない部屋ということでございます。これまでも使用を許可した実績もない関係から、今回、使用許可対象のほうから外させていただきますのでよろしくお願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君）　これから質疑を行います。

5番、大塚純一郎君。

○5番（大塚純一郎君）　今の課長の説明ですと、消費税改正の部分云々という話ですけども、改正前1,030円が改正後1,300円。付加料金100円が330円。説明とはちょっと違うような気がするんですけども、もう一度説明お願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君）　保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場博美君）　すみませんでした。もう少し詳しく申し上げますが、まず1,030円を1,300円に改正した中身でございますが、付加料金につきましては2時間を想定しまして100円掛ける2時間分を通年として基本料金に加算をさせていただいております。それと、併せて先ほど申し上げました2パーセント分の消費税分アップした分を基本料金のほうに合算をさせていただいたということでございますのでご了解いただきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君）　ほかにございませんか。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

10番、山岸国夫君。

○10番（山岸国夫君） これも消費税10パーセント値上げと関連ですので、私は消費税10パーセント値上げ反対の立場ですので、これにも反対いたします。

○議長（齋藤邦夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで討論を終わります。

これから議案第19号 只見町保健福祉センター設置条例の一部を改正する条例を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第19号 只見町保健福祉センター設置条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定するに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（齋藤邦夫君） 起立多数です。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

#### ◎議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第19、議案第20号 只見町基幹集落センター設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

振興センター長。

○振興センター長（梁取洋一君） 議案第20号 只見町基幹集落センター設置条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

料金の設定にあたっては、只見振興センター使用料、公民館使用料と併せて検討いたしました。

資料の23ページをご覧ください。右側が改正前の表となっております。記載の順を1階から2階の順に改めました。右の表内に使用料金を徴収しない説明の記載がありますが、こ

れを削除いたしました。暖房加算につきましては只見振興センター等と同様に冷暖房料として基本料に2時間分を加算させていただきました。追加料金につきましては基本料金の4分の1相当額を10円単位に切り上げました。夜間加算料につきましては現在と同額で提案させていただきました。大集会室の拡声装置利用料につきましては、これを使用料に含むものとししました。下段に記載の結婚披露宴での使用にあつては他施設と同様に料金の中間料金額として1万1,000円とししました。尚、2月21日に開催されました朝日振興センター運営審議会でも説明を行っております。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

10番、山岸国夫君。

○10番（山岸国夫君） これも消費税絡みの値上げですので、私は消費税絡みでの値上げには反対であります。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで討論を終わります。

これから議案第20号 只見町基幹集落センター設置条例の一部を改正する条例を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第20号 只見町基幹集落センター設置条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（齋藤邦夫君） 起立多数です。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第21号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第20、議案第21号 只見町国民健康保険診療所の使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（新國元久君） 議案第21号 只見町国民健康保険診療所の使用料及び手数料条例の一部を改正する条例であります。

診療所事務長、医師派遣等々の協議のため、午後、出張となりましたので、代わりにご説明を差し上げたいと思います。

今回は診断書料の改正をお願いをするものでございます。お配りをしました資料の25ページご覧をいただきたいと思います。朝日診療所の診断書であります。現行ですと普通診断書1通につき1,600円、特殊診断書1通3,200円でありました。これを今回、消費税増税に合わせまして、近隣の医療機関等々、実態を調査させていただいて同等の金額に改正をさせていただきたいものであります。尚、調査の先としましては南会津病院。ここにつきましてはふつう診断書2,500円、特殊診断書6,750円。これと同様でございます。参考までにナカヤ先生のところでありますと、普通診断書3,500円、特殊診断書7,700円でありましたが、同じ公立の病院、医療機関ということで南会津病院と同等に改めさせていただきたい内容でございます。よろしく願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第21号 只見町国民健康保険診療所の使用料及び手数料条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第22号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第21、議案第22号 只見町歳時記会館設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

観光商工課長。

○観光商工課長（増田栄助君） それでは、議案第22号 只見町歳時記会館設置条例の一部を改正する条例を説明申し上げます。

配付資料の27ページでございます。これにつきましても消費税の改定に伴う所要の改定を行うものでございます。物産展示販売コーナー、厨房、食堂、多目的広場ということで若干のアップをさせていただいております。ここにつきましても指定管理施設でございますので、指定管理者と協議のうえ料金を定めるということで変わってございません。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番、鈴木好行君。

○9番（鈴木好行君） 大変素朴な疑問です。何故、これだけ、このような金額の出し方、面倒くさい条例にしているのでしょうか。例えば、単位ですよね。単位と平米で金額を掛けて

いくという、1回なんぼとか、1日なんぼとか、そういうやり方ってなかなか、ほかのと同じような形でできないでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 観光商工課長。

○観光商工課長（増田栄助君） 条例制定当時の、ちょっと経過は私、今把握してございませんが、今回、そのまま料金のほうは見直しをさせていただいたということでございますので、ご指摘の部分につきましては今後、検討させていただいて、いきたいというふうに考えます。

○議長（齋藤邦夫君） 10番、山岸国夫君。

○10番（山岸国夫君） 私も同じような疑問なんですけど、これ、歳時記会館も一括して指定管理で委託しているというふうに思ったんですけど、こういうふうに分けている内容というのはちょっと理解できないです。例えば、物産展示販売コーナー。ここは歳時記会館1階にありますけど、様々な種類が置いてあって、品物によって、その販売手数料、実際は取っていると。で、厨房、食堂は、これ、食堂ということで、実際には歳時記会館、指定管理を受けている方が食堂を経営しているというか、やっていますよね。で、多目的広場というのは、これ、今、駐車場になっているというふうに理解せざるを得ないんですが、それでよろしいのかどうなのか。だからこの9番議員も言ったように、この条例と実態が合っていないんじゃないかというふうに思うんですが、その辺の見解どのように捉えますか。

○議長（齋藤邦夫君） 観光商工課長。

○観光商工課長（増田栄助君） 建物の中で部分的に、厨房、今、食堂になっていない部分で、ちょっと継ぎ足したような部分がございます。そういったところ分けて、指定管理者のほうで別の団体等にお貸しする場合に、の料金の定めということでご理解いただきたいと思えます。実際のところ、こういった形でほかの団体にお貸しをして料金を徴収しているということは今までなかったというふうにご理解いただきたいと思えます。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございせんか。

4番、目黒道人君。

○4番（目黒道人君） ちょっと知らなかった条例なので、ある意味、これは可能性を感じてしまっているんですけども、歳時記会館は水曜日が定休日ということになってまして、その空いてる水曜日に厨房を借りて、一日食堂をやりたいという方が、これ利用できる。しかも、その保健所的な許可は振興公社の管理責任の下、営業ができるという解釈でいいんでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 観光商工課長。

○観光商工課長（増田栄助君） この厨房、食堂という部分につきましては、今現在、厨房と食堂で使っている部分ではなくて、ちょっと、今、まあ、倉庫的になっている部分の場所を指してございますので、そこを、ちょっと名称を今回改めれば良かったのかもしれませんが、そういったことで、そこを実際、食堂として使うには、ちょっと、まあ、難がある部分もございます。で、今ほど言われました食堂を一日、別に、別の方が利用するということにつきましては、指定管理者のほうとちょっと協議をさせていただいて、そういうことが可能かどうかも含めて検討させていただきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 4番、目黒道人君。

○4番（目黒道人君） まあ、商業振興といますか、新たな事業者の養成といますか、ちょっとお店やりたい。こういったニーズありますので、前向きな検討をお願いしたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 観光商工課長。

○観光商工課長（増田栄助君） 協議をさせていただきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにありませんか。

10番、山岸国夫君。

○10番（山岸国夫君） 先ほど質問した多目的広場の理解の範囲なんですが、お願いします。

○議長（齋藤邦夫君） 観光商工課長。

○観光商工課長（増田栄助君） すみませんでした。答弁が漏れました。

今、駐車場になっている部分ということでご理解いただきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございせんか。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第22号 只見町歳時記会館設置条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決する

にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第23号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、日程第22、議案第23号 只見スキー場設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

観光商工課長。

○観光商工課長（増田栄助君） 議案第23号 只見スキー場設置条例の一部を改正する条例でございます。

配付資料29ページをご覧くださいと思います。今回改正をお願いする部分につきましては、リフトの利用料、大人1回券、200円を250円。あと子供1回券。これも200円を250円ということで、リフトにつきましては、その部分のみ改正をお願いするものでございます。それ以外の部分につきましては、現状の料金がこの条例額を相当額、下回って今利用、徴収いただいている部分でございますので、1回券のみを50円上げさせていただいて、この範囲内で設定をさせていただくということでご理解いただきたいと思います。そのほか、30ページになります。スキーの、スキー、ストック、靴、ソリ等のレンタルにつきましては、3,000円から若干、3,300円等々、幅のある利用料金となっております。これにつきましてもレンタル品にそれぞれ、いろいろなものもございますので、この範囲の中で利用料金を設定をさせていただきたいということで改正をお願いするものでございます。よろしく申し上げます。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

9番、鈴木好行君。

○9番（鈴木好行君） 今年のようにですね、シーズン券、実は売っても使えないというようなことも今後、想定されないとも限りません。それで、シーズン券売って、3月まで、全然

乗れないというような時の場合の一言をこの条例に付け加えてもいいんじゃないかと思いま  
すけれども、いかがでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 観光商工課長。

○観光商工課長（増田栄助君） 今年度につきましては、ほとんど、シーズン券購入いただい  
てもスキー場の利用ができなかったということで、管理者のほうとしましては、今年度、払  
い戻しをさせていただくということで対応いただいているところでございます。その払い戻  
しにつきましては、運用の中で行っていくということで考えてございます。またあの、今回、  
小中学生、できれば高校生も含めましてリフト券、シーズン券につきましては無料化の方向  
で今検討させていただいております。そういったことでご理解いただければと思います。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第23号 只見スキー場設置条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決するにご  
異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、日程第23、議案第24号 只見保養センター設置条例の一  
部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

観光商工課長。

○観光商工課長（増田栄助君） 議案第24号 只見保養センター設置条例の一部を改正する条例でございます。

配付資料31ページをご覧くださいと思います。今回、消費税の改定に伴う所要の値上げを行わせていただくものでございます。入湯施設利用料につきましては、それぞれ100円。広間等につきましても100円から200円の値上げをお願いするものでございます。こちらも指定管理施設でございますので、この範囲内で協議をさせていただいて設定をいただくということでございますのでよろしくお願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番、目黒道人君。

○4番（目黒道人君） ちょっと念のためです。保養センターには回数券11回綴り販売されているようですが、これはあくまで事業者の方のサービスという理解で間違いないでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 観光商工課長。

○観光商工課長（増田栄助君） そういったことで対応いただいているということでご理解いただきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませぬか。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

10番、山岸国夫君。

○10番（山岸国夫君） 議案24号についても、私は消費税関連で値上げしていくというのは反対ですので、この案件については反対いたします。

○議長（齋藤邦夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで討論を終わります。

これから議案第24号 只見保養センター設置条例の一部を改正する条例を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第24号 只見保養センター設置条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（齋藤邦夫君） 起立多数です。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第25号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第24、議案第25号 只見町深沢温泉設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

観光商工課長。

○観光商工課長（増田栄助君） 議案第25号 只見町深沢温泉設置条例の一部を改正する条例でございます。

配付資料33ページご覧いただきたいと思います。これにつきましても湯ら里の入湯料と整合性をとるということで消費税相当額を上乗せさせていただくということで100円、入湯料金につきましましては100円と50円。そば道場につきましましては300円の上乗せをさせていただいて、この範囲内で料金の設定を指定管理者と協議をさせていただく内容でございます。よろしくお願いたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

9番、鈴木好行君。

○9番（鈴木好行君） この中の、そば打ち1回につきということでお伺いします。このそば打ち1回、例えばお客様が体験でされるのも1回と数えるのか。あとは年末あたり、年越しそば、そば部会で営業されている。それも1回に数えられるのか。その辺の違い教えてください。

○議長（齋藤邦夫君） 観光商工課長。

○観光商工課長（増田栄助君） 団体等でやられる場合には、専有する回数ということで、そばを具体的に何回という部分ではなく、専有する回数ということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

10番、山岸国夫君。

○10番（山岸国夫君） これも確認なのですが、湯ら里と同じように、これは指定管理料の上限の金額というふうに理解して、町民入湯券は現状のまま大丈夫だという理解でよろしいかどうか。ちなみに、この条例変わっても、湯ら里が町長の承認を得て、今と、この条例変わっても入湯料変わらないという扱いにもなり得るという理解でよろしいですか。

○議長（齋藤邦夫君） 観光商工課長。

○観光商工課長（増田栄助君） おっしゃるとおり、これが上限ということで、現状はそれぞれ、もう少し、ちょっとすみません、金額、（聴き取り不能）しましたが、その範囲内ということでございますので、指定管理者と協議をさせていただいて決定するというご理解いただきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第25号 只見町深沢温泉設置条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

ここで、10分間休憩いたします。

4時5分から開議いたします。

休憩 午後3時55分

再開 午後4時04分

○議長（齋藤邦夫君） それでは、開議いたします。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第26号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第25、議案第26号 只見町緑地管理センター設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

観光商工課長。

○観光商工課長（増田栄助君） 議案第26号 只見町緑地管理センター設置条例の一部を改正する条例でございます。

これにつきましては、スキー場のロッジとして現在使用している建物になります。

配付資料35ページをご覧いただきたいと思います。これにつきましても消費税の増に伴う所要の改定で100円ずつのアップをお願いするものでございます。よろしくお願ひします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

10番、山岸国夫君。

○10番（山岸国夫君） このスキー場のロッジということなんですけど、実際に、これ、この部屋を借りてということはほとんどないんじゃないかと思受けられるんですけど、だから、そういう意味では、この条例そのものが、これに合致しているような現在、中身になるのかどうか。根本のところが見直す必要があるんじゃないかと思っているんですが、その辺はど

んな考えでしょう。

○議長（齋藤邦夫君） 観光商工課長。

○観光商工課長（増田栄助君） 過去はちょっと、今存じ上げませんが、現状ではおっしゃるとおり、こういった形でお貸しをしているという例はないというふうに聞いてございます。条例上、管理者のほうでお貸しする場合も想定をしておかなければいけないということもございまして、料金としては残させていただいたということでご理解いただきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第26号 只見町緑地管理センター設置条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

#### ◎議案第27号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第26、議案第27号 山村のくらし体験施設設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

観光商工課長。

○観光商工課長（増田栄助君） 議案第27号 山村のくらし体験施設設置条例の一部を改正

する条例でございます。

これにつきましては、森林の分校ふざわの施設になります。

配付資料37ページをご覧くださいと思います。これにつきましても交流促進センターと同様に、備考欄に消費税は別途徴収するという文言がございました。この部分を整理させていただいて消費税を含んだ総額表示ということで、一律10パーセントのアップをお願いするものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

10番、山岸国夫君。

○10番（山岸国夫君） この、これも指定管理になっているわけで、そういう点では利用料は、この範囲の中で指定管理者が町長と相談して決めることができると。実際、この、これよりも相当安い料金で運営していると思うんですが、そういう認識で、これからも例えばこれ、上限決まっても、今までと実際の運用は変わらないでやることができるという理解でよろしいですか。

○議長（齋藤邦夫君） 観光商工課長。

○観光商工課長（増田栄助君） おっしゃるとおり、この部分についても指定管理施設でございます。この料金の範囲内で設定をして、利用いただくということでご理解いただきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第27号 山村の暮らし体験施設設置条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第28号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第27、議案第28号 只見町ブナセンター設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

地域創生課長。

○地域創生課長（星 一君） 議案第28号 只見町ブナセンター設置条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

資料の39ページをお開きいただければと思います。今回の改正につきましては消費税率改定及び町内高校生、中学生、小学生を無料にするというような内容でございます。全小中学校がユネスコスクール、只見高校が地域協働推進校ということでESDの実践、郷土愛の育成というような観点で無料化にしたいというものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第28号 只見町ブナセンター設置条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第29号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第28、議案第29号 只見町観光情報ステーション設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

観光商工課長。

○観光商工課長（増田栄助君） 議案第29号 只見町観光情報ステーション設置条例の一部を改正する条例でございます。

この観光情報ステーションというものにつきましては、蒲生の登山口の駐車場、国道沿いにあります駐車場にあります建物の部分でございます。

配付資料の41ページをご覧くださいと思います。直売スペースということで、1回1,000円を1,100円に上げさせていただくものでございます。通常、集落等で山開き等々に利用される場合には料金というものは減免という形でいただいておりますが、そのほか、営利等で利用される場合にはこの料金をいただくということで改正をお願いするものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

10番、山岸国夫君。

○10番（山岸国夫君） 山開き以外で、この料金を徴収するような形での使用というのはあったのでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 観光商工課長。

○観光商工課長（増田栄助君） 私が記憶しているところでは、今までなかったというふうに記憶してございます。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第29号 只見町観光情報ステーション設置条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第30号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第29、議案第30号 只見町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） 議案第30号 只見町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を説明申し上げます。

本条例につきましても、今年度の消費増税に伴う所要の改正となります。

配付資料の43ページをご覧くださいと思います。右側が改正前、左側が改正後となっております。第2条の占用料の額でございますが、その占用の期間が1月に満たないものにつきましては消費税を課すという規定がございます。それを今回の1.08から1.1に改正するものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

10番、山岸国夫君。

○10番（山岸国夫君） この占用徴収条例で、この中では工作物として電柱、主には東北電力だと思っておりますが、これが第1種から第3種。それから電話柱も第1種から第3種ということであるんですが、それ以外の工作物というのは、あれば教えてください。

○議長（齋藤邦夫君） 農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） ご質問にお答えいたします。例えばあの、町道敷きの中ですすね、例えばあの、通水管ですとか、それから個人が消雪管を埋設する。そういったケースもございます。それから、そういったところですね。あと光ファイバー、KDDI、そういった通信網の一部占用という部分もございます。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第30号 只見町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

#### ◎議案第31号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第30、議案第31号 只見町水道条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） 議案第31号 只見町水道条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

只見町水道条例の一部を次のように改正するというので、第2条の表になります。その表が別に資料配らせていただきました45ページからになります。第2条につきましては、只見統合簡易水道の区域、また、その給水人数等について規程をするものでございますが、まずあの、今回、黒谷入の白沢岩下地区が区域の編入になります。それに伴いまして只見簡易水道事業の給水状況を見直しをして県の認可を受けてございますが、その結果、この第2表のこの表にあります、まず給水人口、計画給水人口であります、今後の人口減少等も鑑みまして推計でこれまでの4,220人から3,860人に改正すると。また、計画一日最大給水量でございますが、2,690立米から2,810立米に改めるものでございます。また、ページをめくっていただいて、48ページになりますが、一番最終の表であります。ここの(9)の不動堂地区、倉谷に、新たに白沢、岩下を加えて、この2条を改めるものでございます。また、25条の料金でございますが、料金につきましては、今回、これまでの基本料金を1,100円から1,200円へ100円増額。また、超過料金につきましては1立米毎に120円から30円増の150円に料金を増額改めるものでございます。本条例、この料金改定につきましては、今回、今年度、上下水道の事業運営審議会に町長が料金改定について諮問をし、計4回に渡る審議会を経まして、今年1月16日に答申を受けた内容に基づくものでございます。これにつきましては水道料金については、これまで30年以上に亘って現在の料金を維持してまいりましたが、これからのやはり水道料金の増収はなかなか見込めない中で、維持管理をしていくには今回の料金の改定増額はやむを得ないという結論でございます。しかしながら、今後の高齢化や人口減少等によって町民に与える影響は大きいということもありまして、高齢化社会の状況に鑑みまして、審議会でも年金生活者や一般家庭生活者に配慮しまして、基本料金と、それから超過料金に差を設けた料金改定としたところでございます。今回のこの水道料金改定によって安定的な事業運営を図りながら、安心安全な水の安定供給を図ってまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（齋藤邦夫君）　これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

10番、山岸国夫君。

○10番（山岸国夫君）　この改定にあたって、審議会の答申の資料も見させていただきました。で、まあ、他町村との比較でも安く据え置かれているというのも見ました。で、この水道会計事業で、全体としては町の（聴き取り不能）もされているなというふうに見受けられるんですが、実際にこの水道事業収支計算。これ値上げ前と値上げ後と二つ出ているんですが、実際にこの運用にあたっては水道使用料だけでは実際運用できないというのは一目瞭然なんですけど、問題はやっぱりこの国庫補助金、繰入金。これがどうなるかということで、まあ、違ってくると思うんですね。で、値上げ前と、現状と値上げ後の試算の一覧表が示されているんですが、この中身を見ると、大体、単純に令和2年度から10年度まで料金値上げによって約990万、1,000万弱の一年間の町民の負担と収入、町では収入増というふうになる中身です。じゃあ、その分どうなるかという、一般会計からの繰入金。ここが約1,000万減るという中身になって、単純計算ですよ、いうと、この表の大体、見方はそこで相殺されて推移していくということですね。あとはその基金が取り崩されて段々少なくなっていくということの、現在と値上げした分の比較の表の一覧になるかと思うんです。そういう点で、この繰入金の見通しなんですけど、年度ごとの、令和2年度から10年までの。この推移をどう見るかというのが町民負担になるかどうかという一つの試金石になると私はこの表を見て分析をしました。で、ここに、いわゆるこれは、どういう変動の中身になっていくのか。一般会計の国から、町の税収の関係。それから国からの交付金のあると思うんですが、その辺の絡みで、ここは一般会計からの繰入金はどうなるかというのを、ここでも大体、金額が違ってますので、この辺どう見るかということについて、ちょっと示してほしいなと思います。一般会計からの繰入金について。

○議長（齋藤邦夫君）　農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君）　これまであの、経済文教常任委員会、それから総務厚生委員会には各2度ずつ、その結果、また今後の収支の見込み、見通しをご説明させていただいたところがございます。今ほど山岸議員のご質問の中で、これからの水道会計の中の一般会計の繰入。これの内容についてのご質問かというふうに思います。一般会計につきましては、これまでもルールに従いまして特別会計へ充当しているものでございますが、この中身とし

ましては、国の補助事業、老朽管の敷設替え。これの事業の補助残を一般会計に充当し、さらにこれまでの事業実施してまいりました、それぞれあの、起債で充ててますが、その起債の交付税措置分をもって一般会計に充てているというものでございます。よって、令和2年度、3年度までですか、は、そういった国の補助事業を実施して、大きな事業はそこでほぼ終わる見通しでございます。その後は安定した、大きな投資もなく、進むのかなというふうに、その上でのこの一般会計への繰入への試算ということでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第31号 只見町水道条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

#### ◎延会の宣告

○議長（齋藤邦夫君） ここでお諮りをいたします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君）　ご異議なしと認めます。

本日はこれで延会することに決定いたしました。

本日はこれで延会します。

どうもご苦勞様でした。

（午後４時２７分）